

第5期 島牧村地域保健福祉計画

【令和3年度～令和5年度】



令和3年3月

島 牧 村

目 次

第Ⅰ部 総 論	1
第1章 計画策定の基本的事項	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付けと期間.....	3
3. 計画の策定体制	5
4. 保健・福祉をめぐる全国的な動向.....	5
第2章 島牧村の概況	7
1. 人口の状況	7
2. 世帯の状況	9
3. 就労状況	10
第3章 第4期計画の実施状況	11
1. 地域保健福祉計画	11
2. 高齢者保健福祉計画.....	11
3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	13
4. 保健計画	14
第4章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	16
2. 基本目標.....	16
第5章 計画の推進	18
1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築	18
2. 地域資源の把握・有効活用	18
3. 計画の点検・評価	18
第Ⅱ部 地域保健福祉計画	19
第1章 計画の策定にあたって	21
1. 計画の根拠と位置付け	21
2. 地域福祉とは	22
3. 計画の担い手	23
第2章 地域を取り巻く状況.....	24
1. 各地区の状況	24
2. 地域活動団体等の状況.....	25
3. 福祉サービス提供事業者	25
第3章 施策の推進	26
1. 基本目標.....	26
2. 基本方針	27

3. 施策体系	28
4. 令和5年度末における目標	29
5. 推進する施策	30

第Ⅲ部 高齢者保健福祉計画 37

第1章 計画の策定にあたって	39
1. 計画の根拠と位置付け	39
2. 制度改正等の概要	40
第2章 高齢者を取り巻く状況	42
1. 高齢者の状況	42
2. 高齢者世帯の状況	43
3. 要支援・要介護認定者の状況	44
第3章 施策の推進	45
1. 基本目標	45
2. 基本方針	45
3. 施策体系	47
4. 令和5年度末における目標	48
5. 推進する施策	49

第Ⅳ部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 59

第1章 計画の策定にあたって	61
1. 計画の根拠と位置付け	61
2. 計画の対象者	61
3. 障がいのある人を対象としたサービスの概要	62
4. 制度改正等の概要	63
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	64
1. 障がいのある人の状況	64
2. 数値目標の達成状況	69
3. 障がい福祉サービスの実績	71
4. 障がい児福祉サービスの実績	75
5. 地域生活支援事業の実績	77
第3章 施策の推進	79
1. 基本目標	79
2. 基本方針	80
3. 令和5年度末における目標	81
4. 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策	83
5. 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策	85
6. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	87

第Ⅴ部 保健計画89

第1章 計画の策定にあたって91

1. 計画の根拠と位置付け91

第2章 健康を取り巻く状況92

1. 平均寿命92

2. 死亡93

3. 健診・検診の状況95

第3章 施策の推進97

1. 基本目標97

2. 基本方針98

3. 施策体系99

4. 令和5年度末における目標100

5. 推進する施策102

第Ⅵ部 資料編109

関係団体アンケート調査結果111

第Ⅰ部

総論

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本村では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第4期島牧村地域保健福祉計画」を策定し、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康増進等の福祉施策を総合的に推進してきました。

この間、地域社会においては、ひとり暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加している上、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

加えて、全国的に広がる人口減少問題への対応、少子高齢化、核家族化など構造的な問題が進展しつつある中、各種法制度の改正等も進められています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなむらづくりを実現していくためには、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の連携やさらなる総合化が求められています。

これらの視点に立って、本村の保健福祉分野の基本的な考え方を明らかにし、保健福祉を総合的、効果的、効率的に推進するため、「第4期島牧村総合保健福祉計画」を第5期計画として見直しを行います。

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

①地域保健福祉計画

「地域保健福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「第5次島牧村総合計画」の基本目標「健康で人にやさしいむら」の地域福祉分野の計画として策定します。

②高齢者保健福祉計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条第8項の規定に基づき、「第5次島牧村総合計画」の基本目標「健康で人にやさしいむら」の高齢者福祉分野の計画として策定します。

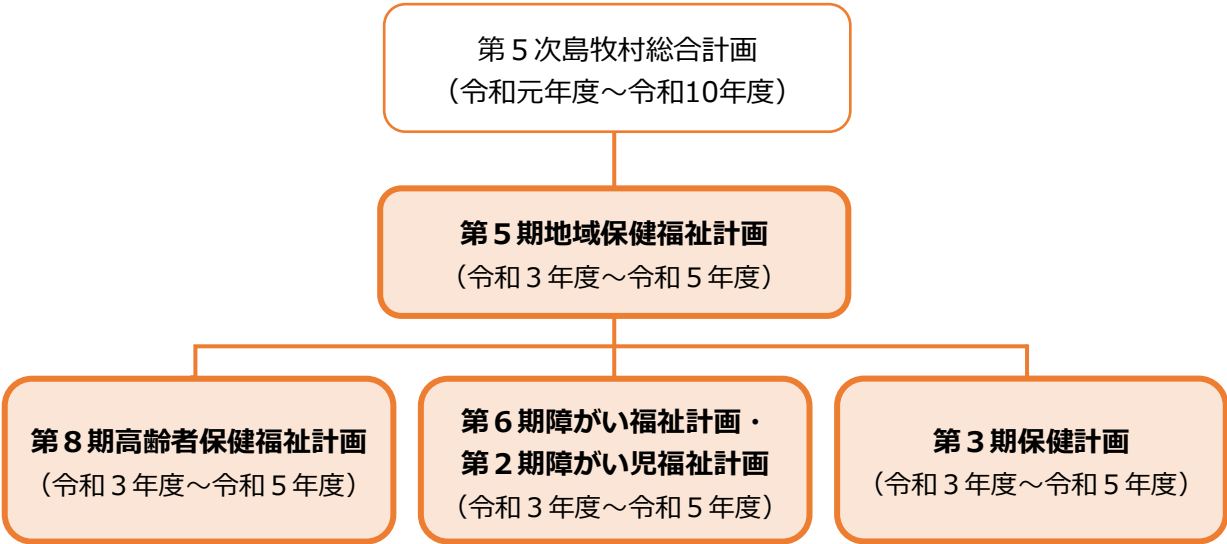
③障がい福祉計画・障がい児福祉計画

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条第20項の規定に基づき、「第5次島牧村総合計画」の基本目標「健康で人にやさしいむら」の障がい者福祉分野の計画として策定します。

④保健計画

「保健計画」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、「第5次島牧村総合計画」の基本目標「健康で人にやさしいむら」の健康づくり分野の計画として策定します。

■計画の位置付け



(2) 計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和5年度の3年間です。

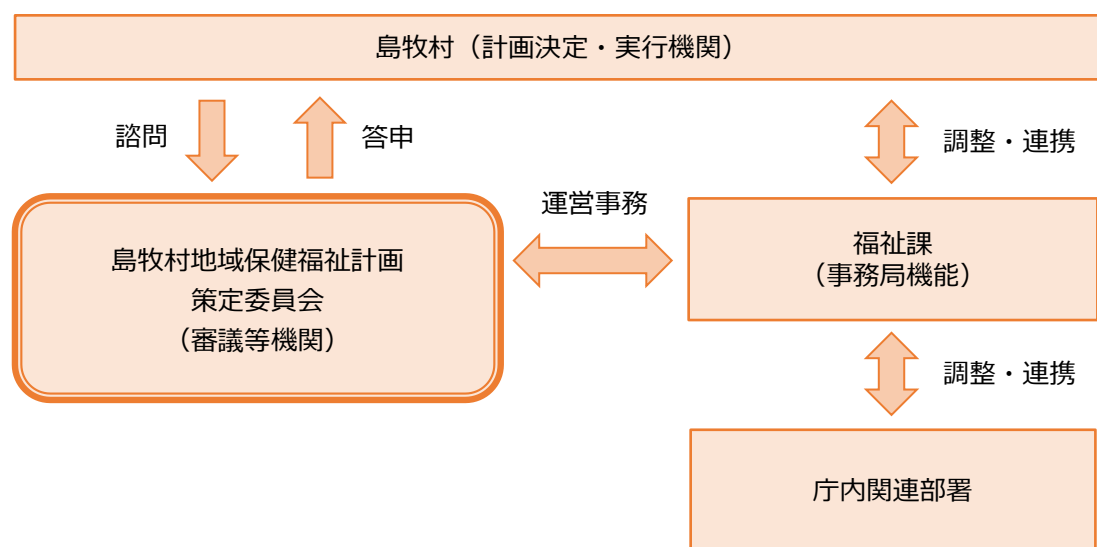
■計画の期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
島牧村総合計画	第4次 計画	第5次計画（～令和10年度）				
地域保健福祉計画	第4期計画			第5期計画		
高齢者保健福祉計画	第7期計画			第8期計画		
障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		
保健計画	第2期計画			第3期計画		
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画		第2期計画（～令和6年度）			

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「島牧村地域保健福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ



4. 保健・福祉をめぐる全国的な動向

(1) 人口減少と少子高齢化

総務省の「国勢調査報告」及び人口推計によると、我が国の人口は、平成20年に約1億2,769万人で初めて減少に転じており、また、平成30年3月公表の「日本の将来推計人口（平成30年推計）」においても、今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されています。

このような人口の減少や高齢化の進展により、人口増加を前提に設計された社会保障制度全般はもとより、様々な産業政策、都市基盤政策などの社会経済システムは、見直しを余儀なくされています。

(2) 高齢化の進展

平成27年国勢調査によると、我が国の全人口の26.6%が65歳以上であり、現代は、高齢社会の真ただ中にあります。本村の令和2年3月末時点の高齢化率は42.6%で全国平均を大きく上回っており、令和22年（2040年）には高齢化率が45%を超えると予想されています。

一方、生産年齢人口の減少は、経済成長率の低下や、経済発展のための投資余力の減少などを招

き、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。

また、65歳以上の高齢者が増加することで、高齢者の考え方や価値観、経済・余暇活動の多様化が予想されます。高齢者の培ってきた知識や経験を活かした雇用や新産業の隆盛、地域活動の担い手としての活躍が期待されることから、地域活動やボランティアなどへの参加支援を強化することが求められます。

（３）健康寿命の延伸

高齢化の進展により、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病や要介護状態にある人が増加しており、誰もがより長く質の高い生活を送るためには、治療よりも予防を重視した施策への転換がますます重要になっています。

健康増進法に基づく21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21（第2次）」においては、健康寿命の延伸や生活習慣の改善に向けた目標が掲げられており、村民・事業者・行政等が一体となって健康づくりに取り組むことが必要です。

（４）多様化するニーズへの対応

近年、少子高齢化や核家族化の進行、厳しい経済情勢などを背景に様々な課題が顕在化してきた一方で、一人ひとりの価値観や考え方が多様化し、福祉の捉え方も変化してきました。介護などの福祉サービスに対するニーズだけでなく、充実した生活を送るための社会参加や生きがいづくりなど、これまでの福祉サービスでは対応できなかったことも求められるようになっていきます。

また、一方、生活不安や貧困、虐待、孤独死、自殺、配偶者等からの暴力被害、ホームレス、ニートなどの深刻かつ困難な課題についても対応が求められるなど、保健福祉施策に対する需要が複雑化かつ多様化しており、従来の社会保障制度の枠組みでは十分に対応することが困難なケースも増加しています。

（５）地域共生社会の実現

これまでの公的な福祉サービスは、主に、高齢者や障がいのある人など対象者ごとに推進されてきましたが、これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のむらづくりをめざす必要性が高まっています。

第2章 島牧村の概況

1. 人口の状況

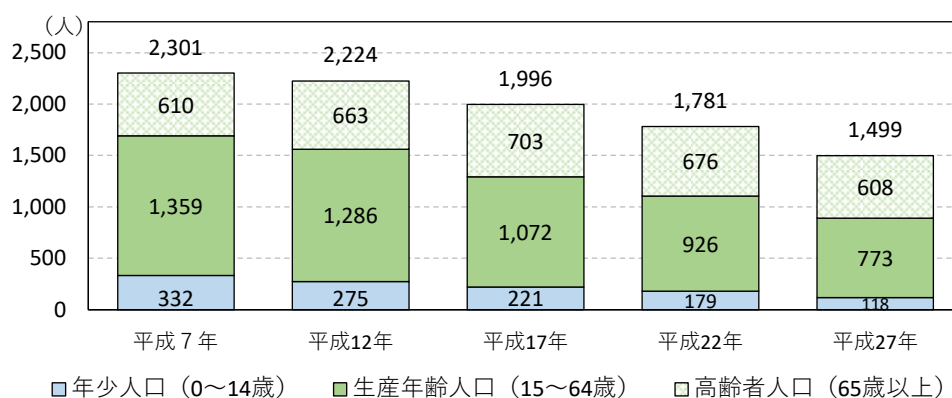
(1) 国勢調査に基づく総人口の推移

国勢調査から本村の総人口の推移をみると、平成17年に1,996人であった総人口は、平成27年には1,499人となっており、10年で497人（24.9%）の減少となっています。

年齢3区分別の推移をみると、平成17年に221人であった年少人口（0～14歳）は、平成27年には118人となり、10年で103人（46.6%）の減少、生産年齢人口（15～64歳）は299人（27.9%）の減少となっています。

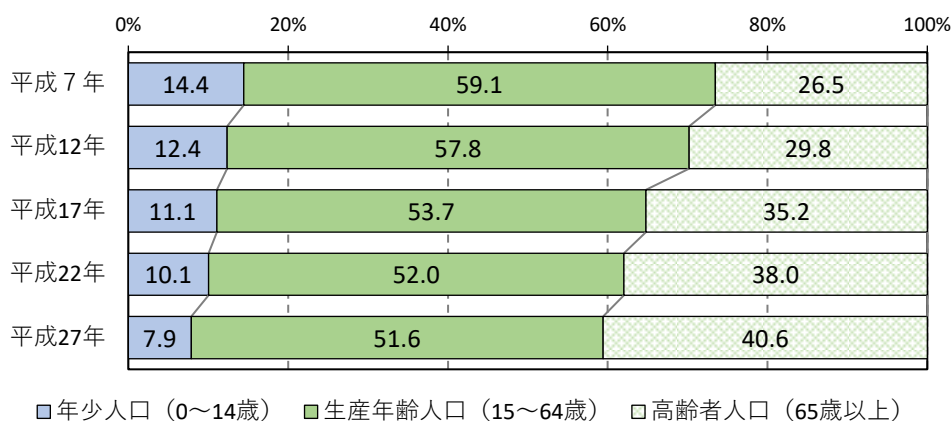
また、年齢階層別の人口割合の推移をみると、高齢化率は年々増加しており、平成27年には40.6%となっています。

■総人口の推移



出典：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



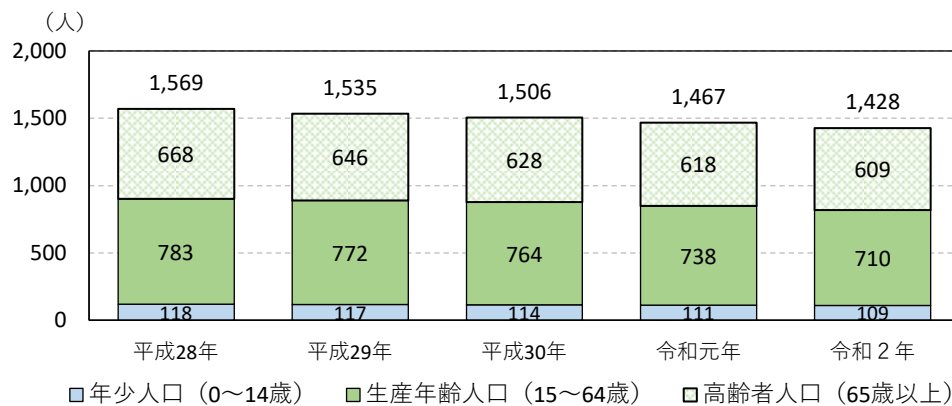
出典：国勢調査

(2) 住民基本台帳に基づく総人口の推移

住民基本台帳から本村の総人口の推移をみても減少傾向が続いており、令和2年は1,428人となっています。年齢3区分別の人口をみてもそれぞれの年齢区分で減少傾向がみられ、令和2年は年少人口が109人、生産年齢人口が710人、高齢者人口が609人となっています。

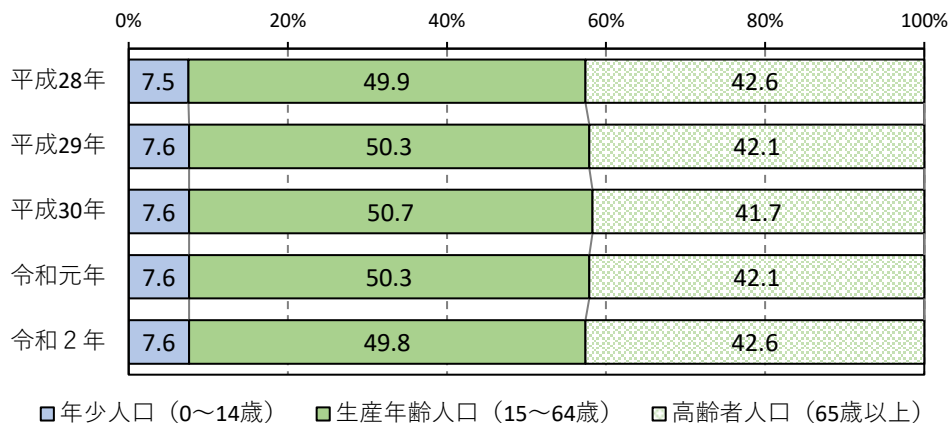
高齢化率は平成30年の41.7%まで減少傾向がみられましたが、以降は増加に転じており、令和2年は42.6%の状況です。

■総人口の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 世帯の状況

(1) 国勢調査に基づく世帯数の推移

国勢調査の一般世帯数の状況をみると、平成27年には核家族世帯は全体の56.1%を占めており、三世代世帯は2.7%にとどまっています。

また、核家族世帯のひとり親世帯の割合と単独世帯の割合は増加傾向にあり、特に単独世帯は一般世帯の35.8%を占めています。

■ 一般世帯の状況

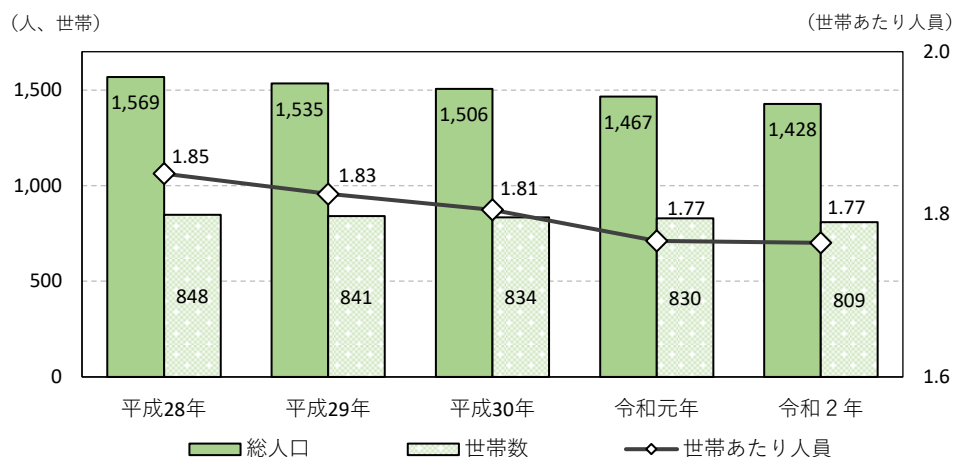
	一般世帯 総数	親族世帯		その他の親族世帯		単独世帯	非親族世帯
		核家族世帯	うち、ひとり 親世帯	三世代世帯	その他の世帯		
平成7年	847 (100.0%)	517 (61.0%)	47 (5.5%)	73 (8.6%)	67 (7.9%)	189 (22.3%)	1 (0.1%)
平成12年	876 (100.0%)	475 (54.2%)	52 (5.9%)	74 (8.4%)	55 (6.3%)	272 (31.1%)	0 (0.0%)
平成17年	803 (100.0%)	442 (55.0%)	61 (7.6%)	55 (6.8%)	56 (7.0%)	249 (31.0%)	1 (0.1%)
平成22年	737 (100.0%)	404 (54.8%)	71 (9.6%)	36 (4.9%)	53 (7.2%)	239 (32.4%)	5 (0.7%)
平成27年	656 (100.0%)	368 (56.1%)	65 (9.9%)	18 (2.7%)	35 (5.3%)	235 (35.8%)	0 (0.0%)

出典：国勢調査

(2) 住民基本台帳に基づく世帯数の推移

住民基本台帳によると、総人口とともに世帯数も減少しており、令和2年は809世帯となっています。総人口を世帯数で割った世帯あたり人員は平成28年から減少していましたが、令和元年の1.77人から横ばいに推移しています。

■ 世帯数と世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

3. 就労状況

国勢調査の就業者の状況をみると、就業者数のうち第一次産業の就業者の割合は減少傾向にあり、平成27年には25.3%となっています。一方、第三次産業の就業者の割合は増加しており、平成27年には60.5%となっています。

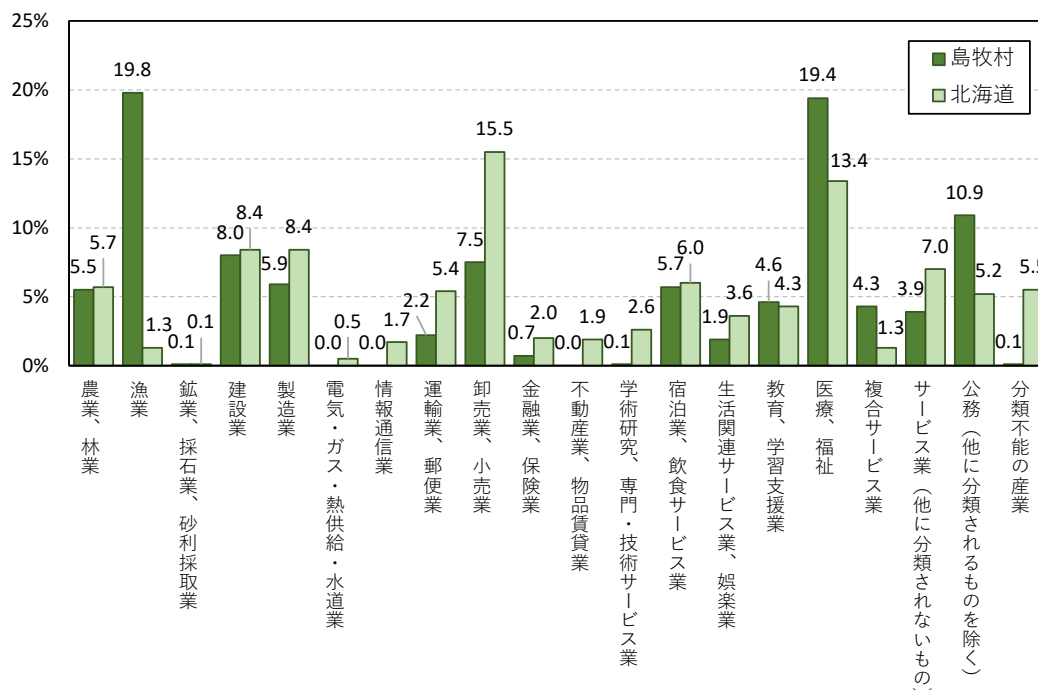
平成27年の産業別の就業者割合をみると、北海道では「卸売業、小売業」の割合が15.5%と最も高いのに対し、島牧村では、「漁業」が19.8%、「医療、福祉」が19.4%と高い状況です。

■産業別就業者数の推移

	就業者 総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
平成7年	1,176	383	32.6	371	31.5	422	35.9	0	0.0
平成12年	1,084	266	24.5	372	34.4	446	41.1	0	0.0
平成17年	897	240	26.8	218	24.3	439	48.9	0	0.0
平成22年	781	206	26.4	156	20.0	418	53.5	1	0.1
平成27年	697	176	25.3	98	14.1	422	60.5	1	0.1

出典：国勢調査

■産業別就業者割合



出典：国勢調査

第3章 第4期計画の実施状況

1. 地域保健福祉計画

施策・取組	主な実施状況
地域福祉ネットワークづくり (地域福祉活動の促進)	○関係機関とのネットワークづくりに関しては、特別な組織としてのネットワークは形成していませんが、既存の合議体の活用を通じて連携を図ってきました。
利用者の立場に立った取り組み (相談・情報提供活動の推進)	○広報紙、村ホームページ及びうしお通信等を活用して、保健・福祉・医療に関する情報提供を行ってきました。 ○相談対応は役場窓口、地域包括支援センター等で実施しており、窓口対応の向上に努めてきたほか、相談者の状況に合わせた支援を実施してきました。
利用者の権利を擁護する（権利擁護）	○成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及啓発に努めましたが、成年後見制度・日常生活自立支援事業ともに利用実績はありませんでした。
虐待や差別の防止	○虐待、DV等、差別に係る基本認識をはじめ、それらの予防と早期発見、早期対応についての意識啓発に努めてきました。 ○これまでのところ、虐待等として対応したケースはありません。
生活困窮者への自立支援	○役場相談窓口で支援を必要とする生活困窮者の相談を受けており、社会福祉協議会及び後志総合振興局と連携して自立に向けた支援を行ってきました。

2. 高齢者保健福祉計画

施策・取組	主な実施状況
地域包括ケアシステムの推進	○地域包括支援センターが中心となって村外の医療機関から介護サービス利用等への円滑な移行を図ってきました。 ○村内の医療機関・介護サービス事業所関係者等による会議を定期開催し情報共有等を図ることで、地域課題への気づきや課題解決に向けて協議を実施してきました。 ○買い物支援のニーズが高いことから、社会福祉協議会が中心となり有償ボランティアを立ち上げましたが、なかなか利用に結び付いていない状況にあります。

施策・取組	主な実施状況
健康づくりと介護予防の推進	○令和元年度特定健診受診率目標値は33.2%で目標値35%に近い受診率となり、特定保健指導実施率は50%で目標値40%を達成しました。 ○特定健診受診者全員に対し特定保健指導を実施し、個人の健康課題の気づき、生活習慣改善の提案を行ってきました。 ○総合事業の生活支援サービスとして通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）を小規模多機能型居宅介護施設において新たに実施し、利用者も増えています。 ○一般介護予防事業として、理学療法士の指示のもと、サポーターとともに個別・小グループ等で体操・歩行練習等を実施し、令和元年度は、対象者20人、延べ493人が参加しました。歩行能力、筋力の維持、向上が多くみられました。 ○週1回、村内2箇所で、おおむね60歳以上を対象に、らくらく運動教室を実施し、令和元年度は対象者29名、延べ850人が参加しました。体力測定にて、維持、向上が多くみられました。
高齢者の尊厳の確保	○小学校6年生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しました。また、近年は職域へもアプローチして講座を開催しています。 ○認知症初期集中支援チームを設置しました。精神科医師にサポート医を依頼し、助言・指導の下活動を継続しています。 ○小規模多機能型居宅介護を令和元年6月に開設しました。通い・訪問・泊りを1つのサービス事業所で提供するとともに、必要に合わせて安否確認等も実施しています。
生きがいづくりと安心な村づくりの推進	○親睦を深めながら仲間づくりを行うことを目的に南後志ブロック高齢者交流会を年1回開催し、健康づくりをテーマとして講演や作品鑑賞などを実施しました。 ○健康増進と世代間交流を目的に、村民大運動会、パークゴルフ大会、歩こう会、ボッチャ大会を実施しました。 ○平成30年度より住民主体の自主グループが発足し、月1回集いの場として茶話会や趣味活動を行っています。

3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策・取組	主な実施状況
福祉施設入所者の地域生活への移行	○平成28年度末における施設入所者数17人に対し、令和2年度末における施設入所者は12人となり、目標としていた2人削減の目標を上回る実績となりました。 ○共同生活援助（グループホーム）の実利用者数は、平成30年度から令和2年度までそれぞれ10人の計画となっていました。実績は11人の利用で推移しました。
福祉施設から一般就労への移行	○令和2年度における一般就労への移行者数は1人を目標として設定していましたが、一般就労への移行実績はありませんでした。 ○令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数は1人を目標として設定していましたが、利用実績はありませんでした。 ○就労継続支援（B型）は、平成30年度及び令和元年度は計画を上回る利用実績で推移しました。
地域生活支援拠点等の整備	○障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点となる地域生活支援拠点に関しては、圏域での設置に向けた検討を進めてきましたが、設置には至りませんでした。
障がい児支援の提供体制の整備等	○圏域内において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保には至りませんでした。 ○圏域内において医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の整備には至りませんでした。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとしての協議の場は設置していませんが、精神障がいのある方への対応は関係機関の連携により個別柔軟に対応を行っています。

4. 保健計画

施策・取組	主な実施状況
セルフケア力の向上	○地区会等からの依頼に応じ健康相談・健康教育を実施していますが、依頼件数はそれほど多くはありませんでした。 ○特定健診受診者全員に対し、電話、訪問等で食事、運動等保健指導を実施しました。65歳以上の方にはフレイル等介護予防に関する冊子を同封して特定健診保健指導パンフレット送付しました。 ○遠隔健康相談支援事業において、委託事業所及び社会福祉協議会と連携し、健康教育講演会、身体・体力測定、個別健康相談を実施しました。 ○村内事業所に受動喫煙防止・禁煙に関するパンフレット等を保健師が直接配布し啓発するとともに、今後の連携につながるよう努めてきました。
生活習慣病の予防と重症化予防	○がん予防、たばこの害、適切な食事など、がんに関する周知・啓発を広報、集団健診・検診の待ち合いでパンフレット配布、特定保健指導で実施しました。 ○島牧小学校児童に対し、たばこの害、受動喫煙防止に関する健康教育を実施しました。 ○村内配布、村内放送等で各種がん検診の受診勧奨をしてきましたが受診率は低い状況にあります。 ○子宮がん検診は20歳、乳がん検診は40歳を対象に無料クーポン券を交付し検診受診の勧奨を実施しました。
社会生活を営むために必要な健康づくり	○広報紙に心の健康に関連する情報と相談窓口を掲載し村民への周知啓発を実施しました。 ○乳幼児相談や幼児健診で生活習慣の状況を聞き取りとアドバイスを実施しました。 ○妊娠届け出時や妊婦訪問時に面談を行い、妊娠期の健康に関する知識の普及に努めてきました。 ○幼児健診は1歳6か月児、3歳児健診に加えて村独自で5歳児健診を実施しており、受診率はほぼ100%となっています。 ○幼児健診や乳幼児相談事業を通じ、子どもの発達に関する相談を受け、発達に課題があると思われる子どもを発見し、専門機関や医療機関受診につないできました。 ○保健事業の中で気になる高齢者を対象にらくらく運動教室への参加勧奨、地域包括支援センターへの情報提供を行い、介護予防活動を推進してきました。

施策・取組	主な実施状況
栄養・食生活等に関する生活習慣の改善	○広報で減塩、野菜の摂取、魚の摂取、牛乳・乳清品の摂取、体重を1kg減少できる食事量の目安、ほっかいどうヘルスサポートレストランの紹介等、周知・啓発を行いました。 ○特定保健指導では健診結果に応じ、食事バランスガイドをはじめとしたパンフレットを同封し、保健師が面談・電話で個別に栄養指導を実施しました。 ○遠隔健康相談支援事業の一環でWeb運動教室を月1回、年6～10回開催してきました。 ○乳幼児、小学生（希望者）を対象としたフッ化物塗布、保育所、小中学校（希望者）児童へのフッ化物洗口を実施しました。 ○小・中学校協力のもと、全児童・生徒を対象とした歯科健康教育を実施しました。
専門人材の確保	○令和2年4月より島牧村医療福祉職等養成奨学金貸付制度の対象職種を拡充しました。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第5次総合計画では、保健・福祉分野の基本目標として「健康で人にやさしいむら」を掲げています。

この基本目標のもと、誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせるように、本計画では福祉・保健サービスが充実した体制づくりに努めるとともに、村民がともに支え合い、暮らしやすい地域づくりを進めていく必要があります。

これらのことから、本計画の基本理念を下記のとおり定め、様々な世代が安心して暮らすことができる村を村民、関係団体、行政が協働・連携してめざすこととします。

基本理念

支え合いでつくる 元気でやさしいむら

2. 基本目標

本計画の基本理念「支え合いでつくる 元気でやさしいむら」のもと、「地域福祉」「高齢者福祉」「障がい者福祉」「保健づくり」の4つの分野でめざす基本目標を下記のとおり定めます。

(1) 地域保健福祉計画

何らかの手助けや支援を必要としている人たちが抱える様々な課題を、自分たちが住んでいる「地域」を中心に住民が一体となって考え、お互いに思いやりをもち、支え合い、助け合うむらづくりの推進に努めます。

「地域保健福祉計画」の基本目標

ともに支えあう温かい村を創ろう

（２）高齢者保健福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる村をめざして、保健・福祉の関係者が「地域」と連携・協力していく環境づくりを進めます。

また、介護など支援を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づく介護サービスを提供するとともに、できるだけ長く在宅で自立した生活を続けられるよう、生活支援サービスの充実に努めます。

「高齢者保健福祉計画」の基本目標

元気に生きがいをもって暮らそう

（３）障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も、ともに地域で生活する仲間としてお互いの違いを認め合い、個人としての人権を尊重し、障がいのある人も住み慣れた地域で自立して生活していけるむらづくりをめざします。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本目標

障がいのある人もいきいきと暮らせる地域社会を創ろう

（４）保健計画

村民の健康増進を図り、その主体的な健康づくりを支援していくため、「病気や障がい等の有無にかかわらず、村民同士の関わりの中で全ての年代の人が役割や生きがいを持ち続けられるむら」をめざします。

「保健計画」の基本目標

「守る健康」から「創る健康」へ意識を変えよう

第5章 計画の推進

1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

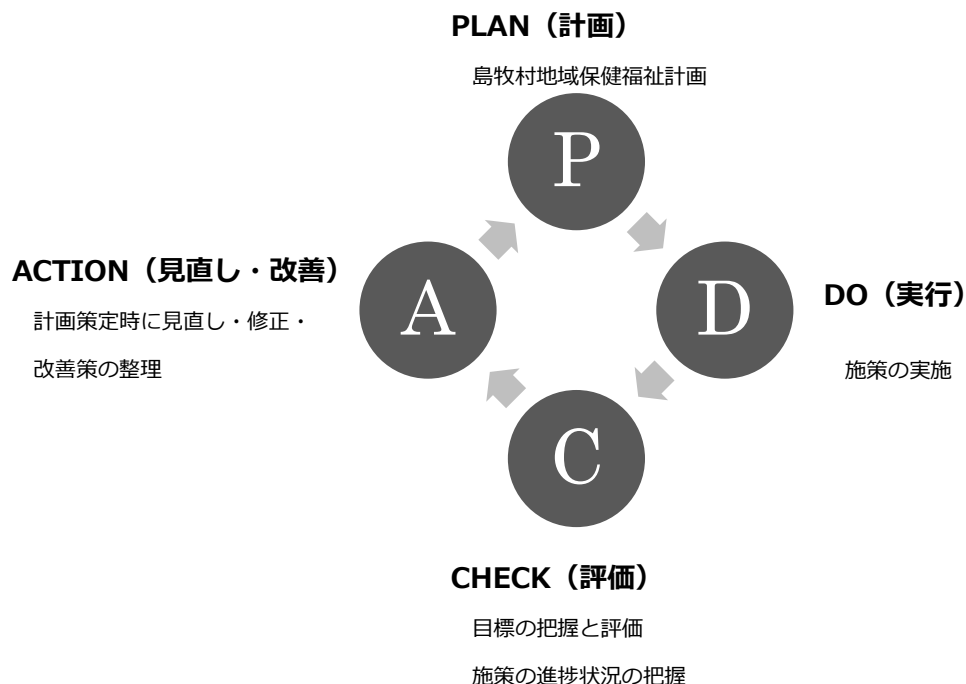
2. 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。

地域で支援を必要としている人を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図ります。

3. 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



第Ⅱ部

地域保健福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の根拠と位置付け

本村が策定する地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。また、上位計画となる「総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

具体的には、対象者ごとの個別計画として策定している高齢者に関する計画（高齢者保健福祉計画）、障がいのある人に関する計画（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、健康に関する計画（健康計画）に共通する理念や福祉ビジョンを踏まえて、村民の生活に密着した保健福祉サービス提供体制の基盤づくりを村民、民間事業者、社会福祉協議会、関係機関、行政の協働によって推進していくための指針となります。

■社会福祉法 （昭和26年法律第45号） （抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

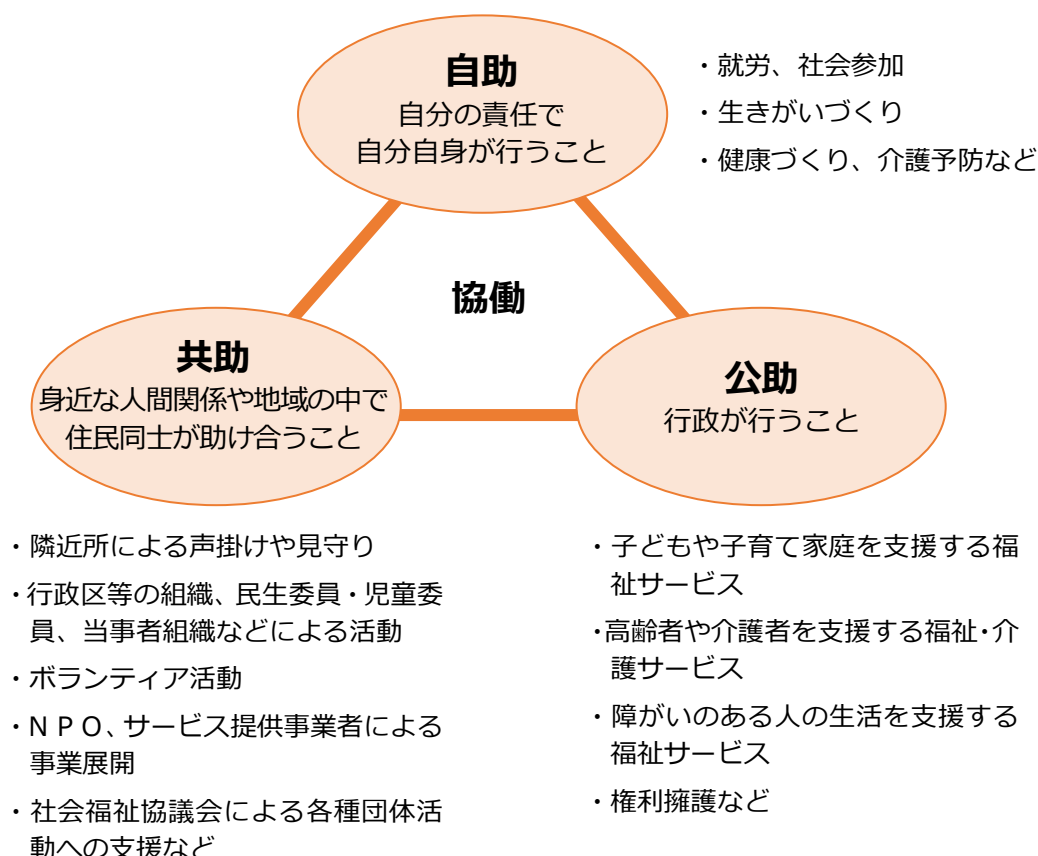
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 地域福祉とは

私たちが住む地域には、「ひとり暮らしで話し相手のいないお年寄り」や、「障がいのある方」、「子育てや家族の介護で悩んでいる方」など、何らかの手助けや支援を必要としている方々も多く住んでいます。また、人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立するといった問題も生じています。

「地域福祉」（福祉のむらづくり）とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がいのある人」、「子ども」といった「対象者」ごとではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりをもって、公的な福祉サービスを利用しながら、ともに支え合い助け合いことで、自立した生活を送るということです。

このため、多様な担い手がそれぞれの特性を活かした役割分担の下に、生活課題の解決に向けて努力していくことが重要であり、自助「自分の責任で自分自身が行うこと」、共助「身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと」、公助「公的機関が行うこと」が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合うむらづくりを進めることが求められています。

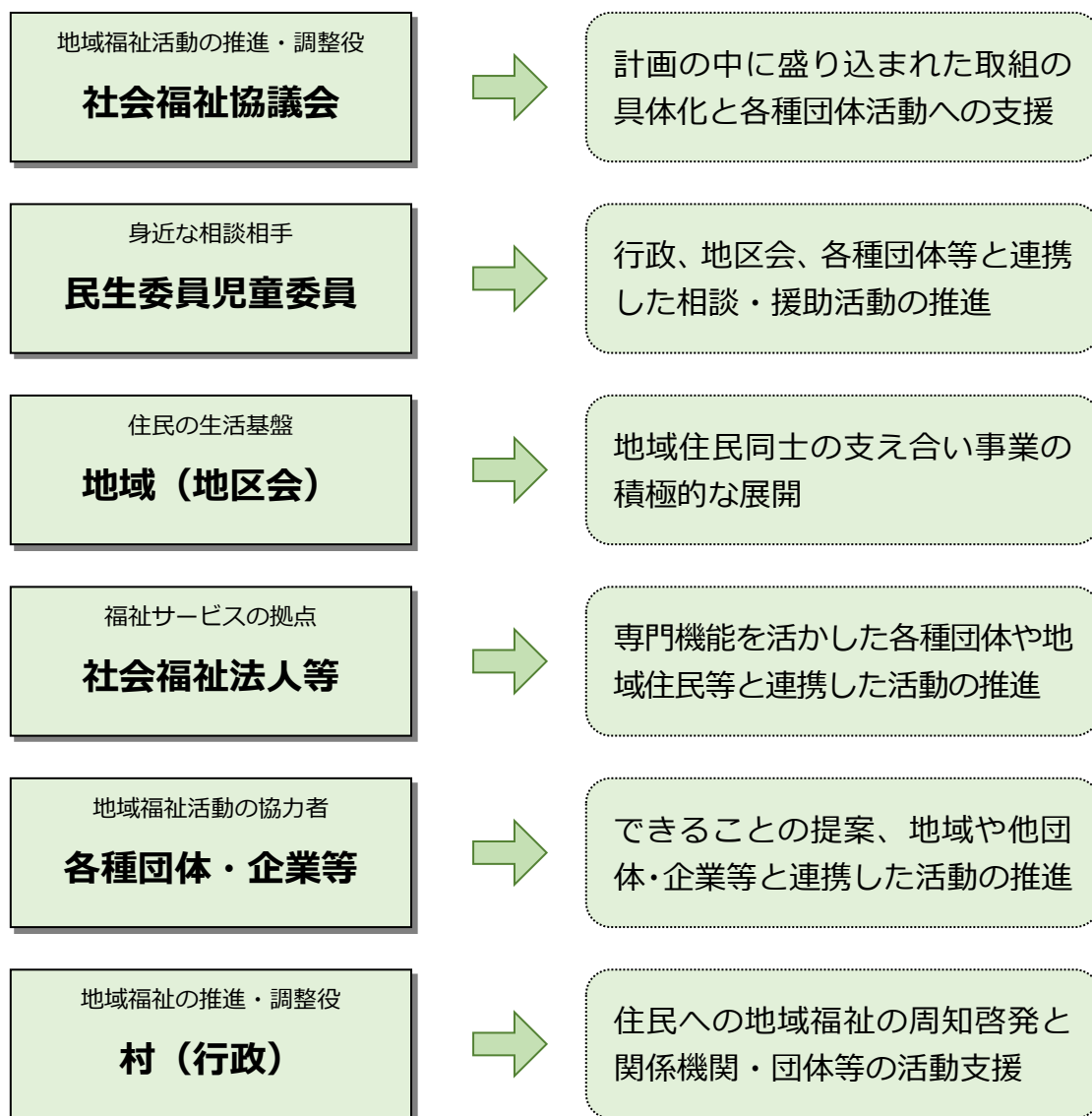


3. 計画の担い手

本計画は、地域福祉の実現をめざして、村（行政）、村民、関係団体及び民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むべきものです。

村民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことはもちろんですが、計画の策定に参加した団体をはじめ、各種団体や村が、計画の中に盛り込まれた「方針」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的に関わる必要があります。また、様々な地域福祉の問題について、地域の住民や村をはじめとする関係者が率直に話し合い、互いに知恵と力を出し合う機会に努め、地域福祉の理念を広げていきます。

■ 計画の担い手とその役割



第2章 地域を取り巻く状況

1. 各地区の状況

地区別に人口等の状況をみると、各地区いずれも高齢化が進んでおり、特に「栄浜地区」は高齢化率が67.6%と極めて高くなっています。また、高齢者世帯の割合も50%を超えている地区がほとんどで、「原歌地区」は高齢者独居世帯の割合が38.6%となっています。

■各地区の人口等

		富浦・歌島地区		本目・港地区		栄磯・豊浜・大平地区		永豊・泊・豊平・江ノ島地区	
		人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%
住民基本台帳人口(人)		113		248		221		436	
	年少人口	3	2.7	23	9.3	21	9.5	33	7.6
	生産年齢人口	62	54.9	131	52.8	102	46.2	235	53.9
	高齢者人口	48	42.5	94	37.9	98	44.3	168	38.5
世帯数(戸)		85		132		103		250	
高齢者世帯(戸)		41	48.2	69	52.3	69	67.0	128	51.2
	高齢者独居世帯	30	35.3	36	27.3	30	29.1	74	29.6
	高齢者夫婦世帯	8	9.4	21	15.9	19	18.4	29	11.6
	その他	3	3.5	12	9.1	20	19.4	25	10.0
ある方の	身体障がい	13	11.5	14	5.6	11	5.0	31	7.1
	知的障がい	7	6.2	3	1.2	2	0.9	14	3.2
生徒・児童・保育所	中学生	3	100.0	2	8.7	3	14.3	5	15.2
	小学生	0	0.0	7	30.4	9	42.9	18	54.5
	保育所	0	0.0	7	30.4	5	23.8	10	30.3
	その他の児童	0	0.0	7	30.4	4	19.0	0	0.0
外国人登録者数		1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0

		千走・元町地区		原歌地区		栄浜地区		村全体	
		人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%
住民基本台帳人口(人)		285		93		34		1,430	
	年少人口	27	9.5	3	3.2	0	0.0	110	7.7
	生産年齢人口	131	46.0	39	41.9	11	32.4	711	49.7
	高齢者人口	127	44.6	51	54.8	23	67.6	609	42.6
世帯数(戸)		161		57		22		810	
高齢者世帯(戸)		95	59.0	38	66.7	15	68.2	455	56.2
	高齢者独居世帯	50	31.1	22	38.6	8	36.4	250	30.9
	高齢者夫婦世帯	26	16.1	10	17.5	5	22.7	118	14.6
	その他	19	11.8	6	10.5	2	9.1	87	10.7
ある方の	身体障がい	14	4.9	12	12.9	7	20.6	102	7.1
	知的障がい	2	0.7	0	0.0	0	0.0	28	2.0
生徒・児童・保育所	中学生	4	14.8	0	0.0	0	-	17	15.5
	小学生	7	25.9	2	66.7	0	-	43	39.1
	保育所	11	40.7	1	33.3	0	-	34	30.9
	その他の児童	5	18.5	0	0.0	0	-	16	14.5
外国人登録者数		0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1

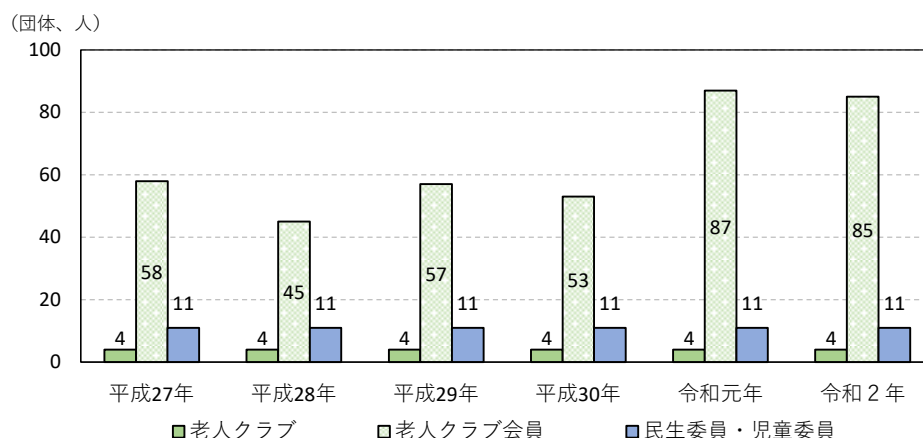
出典：島牧村（令和2年4月1日現在）

2. 地域活動団体等の状況

老人クラブの状況をみると、平成27年からクラブ数には変化がありませんが、老人クラブ会員数は平成30年までは60人未満でしたが、令和元年に87人に増加し、令和2年も85人の状況です。

また、地域福祉を担う民生委員・児童委員は11人で平成27年以降も変わっていません。

■老人クラブ、民生委員・児童委員数の推移



出典：島牧村（各年4月1日現在）

3. 福祉サービス提供事業者

■介護保険サービス事業所（令和2年9月末現在）

サービス名	事業所名	運営法人・その他
訪問介護	島牧村社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人 島牧村社会福祉協議会
小規模多機能型 居宅介護	島牧村小規模多機能型居宅介護施設	社会福祉法人 徳美会

■障がい福祉サービス事業所（令和2年9月末現在）

サービス名	事業所名	運営法人・その他
居宅介護 重度訪問介護	島牧村社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人 島牧村社会福祉協議会
施設入所支援 生活介護 短期入所	社会福祉法人徳美会 島牧慈光園	社会福祉法人 徳美会
	島牧柏光園	社会福祉法人 徳美会
共同生活援助	かりば寮	社会福祉法人 徳美会

第3章 施策の推進

1. 基本目標

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活していくために必要不可欠なものです。住民自身が住みよい地域をつくるために、地域の課題をみんなで解決し、またその過程で地域の良さを引き出していくことで、人と人、地域とのつながりが生まれます。

本村においては、少子高齢化の進行、高齢者世帯や核家族世帯の増加が目立っており、家族や地域において、このつながりが薄れつつあると考えられます。

本村に暮らす住民一人ひとりが“住みよい地域を、住みよい島牧村をつくっていく担い手である”という認識をもちながら、多様化する生活課題を克服する住民の知恵によって、住みよさを実感できる村への取組を進めることが大切です。

本村の村民憲章においても、先人が築いた郷土を引き継ぎ次代に伝えていく役割を持つ村民の実践目標として、「人のふれあいを大切に、明るい社会をきずきます。」「心身ともに健康で、あたたかい家庭をきずきます。」と掲げられており、地域福祉の基本理念と同様に、地域住民の相互の連帯により、高齢者や障がいのある人などあらゆる人が地域社会へ参画し、ともに生きる社会づくりをめざすものです。

本計画では、子ども、高齢者、障がいのある人たちをはじめ、住民一人ひとりが温かい心を持ち、支え合い・助け合いながらつながりを深め、地域が一体となってむらづくりを進めていくため、基本目標を以下のように設定します。

「地域保健福祉計画」の基本目標

ともに支えあう温かい村を創ろう

島牧村 村民憲章

わたしたちは、青い海と空、緑あふれる美しい大自然の中で、秀峰狩場山を仰いで生きる島牧村民です。わたしたちは、この村を愛し、その限りない発展を願いこの憲章を定めます。

美しい自然を愛し、住みよい郷土をつくります。
人のふれあいを大切に、明るい社会をきずきます。
心身ともに健康で、あたたかい家庭をきずきます。
教養を高め、文化の向上につとめます。
産業の発展につとめ、活力ある村をめざします。

昭和62年3月19日制定

2. 基本方針

基本方針１ 支え合いの地域づくり

地域福祉を支えるのは様々な「人の力」であるとともに、地域における人と人とのつながりが大切です。

地域や社会の人間関係の中で行われる住民による自主的な活動は、地域の実情に最も即しており、その中で人と人とが結び付き、人の輪が広がっていくことが理想的です。

村民全員が自分にあった方法とともに支え合い、地域福祉を担う人や団体が協力し合い地域課題の解決に向けた取組を進められるよう、村民への地域福祉の周知・啓発と地域のネットワークづくりを推進します。

基本方針２ サービスが利用しやすい地域づくり

住民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスにアクセスできるよう分かりやすい情報提供に努めます。

また、障がいのある人や高齢者など全ての人の様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援体制の整備に向けた検討を行います。

基本方針３ 安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において避難等に支援を要する高齢者、障がいのある人、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者への支援を含めた地域での防災体制の充実に努めます。

また、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、権利擁護の推進や施設や道路環境のバリアフリー化、防犯に関する取組を推進します。

基本方針４ いきいきと暮らせる地域づくり

高齢者や障がいのある人が、様々な社会活動に参加して生きがいのある暮らしを送ることができるよう、誰もが生涯学習やスポーツ・文化活動を行える環境を整備するとともに、気軽に参加できる機会を確保・提供に努めます。

また、働く意欲のある高齢者や障がいのある人が、それぞれの希望や適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労を希望する方にはそれが可能となるような支援に努めます。

3. 施策体系

基本目標 ともに支えあう温かい村を創ろう

基本方針1 支え合いの地域づくり

- ①地域福祉の意識高揚
- ②地域福祉のネットワークづくり

基本方針2 サービスが利用しやすい地域づくり

- ①相談支援・情報提供の充実
- ②福祉サービスの提供
- ③生活困窮者への自立支援

基本方針3 安心して暮らせる地域づくり

- ①防災体制の充実
- ②権利擁護の推進
- ③生活安全の推進

基本方針4 いきいきと暮らせる地域づくり

- ①健康づくりと介護予防の推進
- ②社会参加の促進

4. 令和5年度末における目標

(1) 支え合いの地域づくり

指標	基準値	目標値
民生委員・児童委員人数	11人 (令和2年度末)	11人 (令和5年度末)
民生委員・児童委員定例会議開催回数	4回/年 (令和2年度)	6回/年 (令和3～5年度)
島牧村医療職等養成奨学資金貸付制度の申請件数	3件 (平成30～令和2年度)	1件 (令和3～5年度)
島牧村外国人介護人材育成支援奨学金制度の申請件数	1件 (平成30～令和2年度)	1件 (令和3～5年度)

(2) サービスが利用しやすい地域づくり

指標	基準値	目標値
広報紙による保健・医療・福祉・教育・就労等の情報提供回数	12回/年 (令和2年度)	12回/年 (令和3～5年度)
包括的な支援体制の整備	未設置 (令和2年度末)	設置 (令和5年度末)

(3) いきいきと暮らせる地域づくり

指標	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	33.2% (令和元年度)	60.0% (令和5年度)
らくらく運動教室の開催回数	43回/年 (令和元年度)	43回/年 (令和3～5年度)
らくらく運動教室の延べ参加人数	850人/年 (令和元年度)	850人/年 (令和3～5年度)

5. 推進する施策

(1) 支え合いの地域づくり（地域福祉活動の促進）

①地域福祉の意識高揚

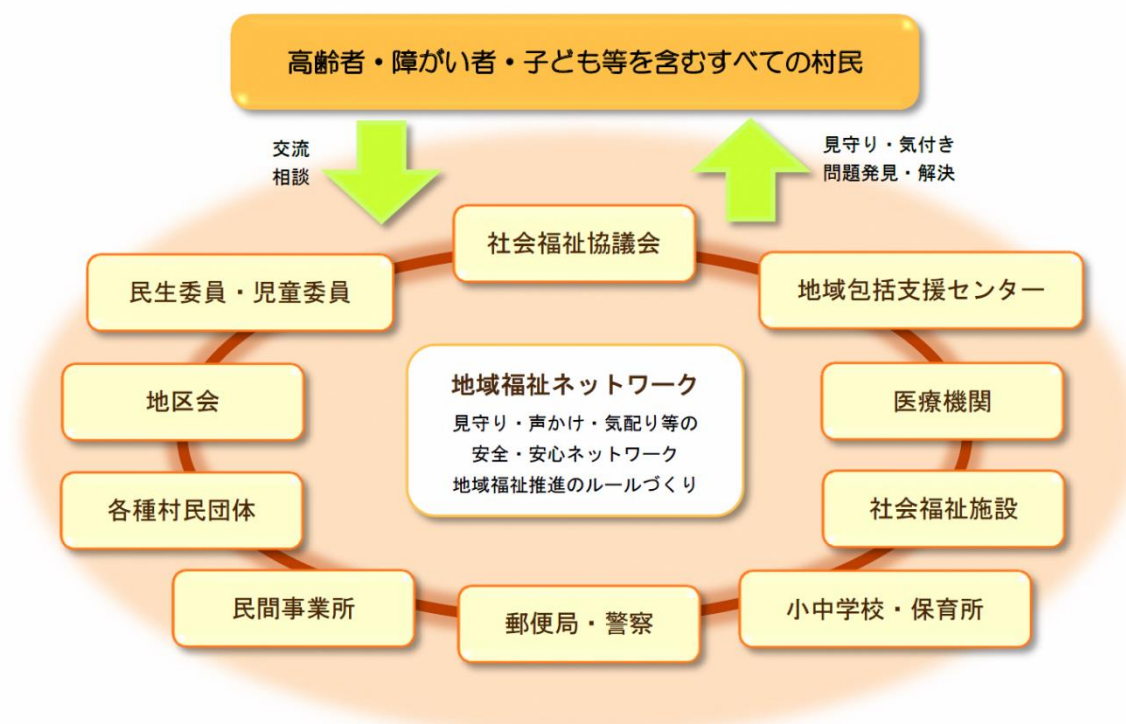
村民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、地域福祉の理解を促進するため、学校教育における福祉教育の推進や、村民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及に取り組みます。

主な取組	取組の概要
地域福祉の広報・啓発	福祉関係の広報・啓発活動実施し、村民が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を支援します。
福祉教育の推進	地域福祉の担い手となる子どもたちの健全な育成、福祉に対する理解を深めるため、総合的な学習時間等を活用した福祉教育の充実に努めます。

②地域福祉のネットワークづくり

高齢者、障がいのある人、子どもなどを含む全ての住民が住み慣れた地域でお互いに協力しながら生活していくため、地域福祉のネットワークづくりに取り組みます。

■ 地域福祉ネットワークのイメージ



主な取組	取組の概要
社会福祉協議会への支援	社会福祉協議会活動を支援するとともに、独立性の高い運営を促進します。
民生委員・児童委員の活動への支援	民生委員・児童委員の活動への支援を行うとともに、定例会議及び勉強会を実施することで福祉に関する知識の定着を図り、地域福祉の向上に努めます。
ネットワークづくりの推進	地区会、各種団体等の活動を支援するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、社会福祉施設等を含めたネットワークづくりに努めます。
住民主体の活動環境整備	住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備に向けた検討を進めます。

③専門人材の確保

全国的な傾向と同様に、本村においても専門的人材の不足が深刻化しています。

本村では平成23年4月に「島牧村医療職等養成奨学資金貸付制度」を開始し、地域医療を担う専門人材の育成・確保に努めており、令和2年4月にはその対象職種を拡充しています。

主な取組	取組の概要
人材の育成・確保	保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士等、健康づくりに関わる専門人材の育成・確保に努めます。
奨学資金貸付制度の充実	「島牧村医療職等養成奨学資金貸付制度」を通じて、地域医療を担う専門人材の育成・確保に努めます。
外国人介護人材の育成支援	「島牧村外国人介護人材育成支援奨学金制度」を通じて、地域医療を担う専門人材の育成・確保に努めます。

(2) サービスが利用しやすい地域づくり

①相談支援・情報提供の充実

利用者がサービスを選択するに当たって適切な助言が得られるようにするため、利用しやすい相談体制を整えるとともに、相談窓口の連携により多様な生活課題に迅速に対応できるよう努めます。

また、利用者が供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手できるようにするため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、サービス内容の周知を図ります。

主な取組	取組の概要
情報提供の充実	保健・医療・福祉・教育・就労等に関わる情報提供を充実するため、広報紙やホームページ、うしお通信、各分野・団体等発行の広報紙等の有効活用に努めます。
窓口対応の向上	役場や公共施設等を訪れる村民をはじめとした人々に対する窓口対応の向上に努めます。あわせて、転入者への情報提供の充実に努めます。
相談対応のネットワーク化	役場関係課局、地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会、社会福祉施設等の相談対応の充実と連携、ネットワーク化を図ります。
包括的な支援体制の検討	地域生活課題について分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に向けた検討を進めます。

②福祉サービスの充実

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行った上で、村や社会福祉協議会のサービスや民間事業者などのサービスを必要に応じ組み合わせていくことが大切です。

今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組みます。

主な取組	取組の概要
公的福祉サービスの充実	高齢者、障がいのある人及び子育て世帯等への公的な福祉サービスの充実に努めるとともに、その質の向上を図ります。
在宅福祉サービスの充実	在宅の高齢者や障がいのある人に対する介護予防事業、生活支援事業など、自立のための各種在宅サービスの充実に努めます。

③生活困窮者への自立支援

生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、福祉事務所を設置していない町村では都道府県が実施主体となることから、本村においても北海道が本村を含む福祉事務所設置圏域の自立相談支援機関等の運営を行っています。

しかしながら、本村は村民にとって最も身近な自治体としての役割を担うとともに、生活困窮者の早期発見と自立相談支援機関へ適切につなぐ役割も持つことから、村民の一時的な相談窓口として機能するとともに、自立相談支援機関等の関係機関との連携を図ります。

主な取組	取組の概要
生活困窮者への相談対応	支援を必要とする生活困窮者の一時的な相談窓口としての支援体制を構築します。 また、村の相談窓口への相談者のうち、支援を必要とする相談者に対しては、関係機関への迅速な連絡、つなぎを行います。

(3) 安心して暮らせる地域づくり（福祉サービスの充実）

①防災体制の充実

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。

災害による被害を最小限に抑えるため、これまでの防災・減災対策を強化するとともに、地区会などを主体とした地域での防災活動の充実に努めます

主な取組	取組の概要
防災に関する啓発	災害への備えや地域における危険箇所、避難所等の情報提供を行い、地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災ガイドマップの周知・啓発を図ります。
避難行動要支援者の把握	避難行動要支援者名簿の更新を随時実施するとともに、個別避難計画の策定を推進します。
防災訓練の実施	地区会や関係機関など地域に関係する多様な主体と連携し、防災訓練を実施します。

②権利擁護の推進

認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取組を進めます。

また、虐待防止や障がいのある方等の差別解消に向けた取組を推進します。

主な取組	取組の概要
権利擁護に係る制度の普及啓発	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。
差別や虐待等に関する意識の啓発	虐待、DV等、差別に係る基本認識をはじめ、それらの予防と早期発見、早期対応についての意識啓発に努めます。 障がいのある人に対しての差別や虐待については、「障害者虐待防止法」並びに「障害者差別解消法」などの周知を図り、村民に対する差別防止等の啓発に努めます。

主な取組	取組の概要
虐待等への対応	子どもや女性、高齢者、障がい児者等への虐待・ＤＶ等を防止するため、関係分野・機関・団体等の連携と緊密なネットワークにより、連絡・相談・対策の充実に努めます。

③生活安全の推進

高齢者や障がいのある人、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するため、施設などのバリアフリー化を推進するとともに、犯罪など日常生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を関係機関等との連携によって取り組みます。

主な取組	取組の概要
公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化	公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。
交通安全施設の維持管理	道路利用者の安全な通行環境を確保するため、道路照明灯、道路反射鏡及び道路標識などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。
交通安全活動の推進	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、街頭啓発、旗の波運動、登下校時の見守り等を実施し、活動の充実に努めます。
防犯活動の推進	日常的に行う啓発活動を通して、悪質商法や特殊詐欺など犯罪に対する住民の危機意識の醸成を図ります。

(４) いきいきと暮らせる地域づくり

①健康づくりと介護予防の推進

村民が生涯にわたっていきいきと活躍していくためには、村民一人ひとりの健康づくりに対する意識の改善をはじめ、様々な健康課題の解決や疾病予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

各種保健事業を通じて村民の自主的な健康づくりを支援するとともに、健康寿命の延伸に向けて介護予防の充実に取り組みます。

主な取組	取組の概要
自主的な健康づくりの周知・啓発	広報紙等による情報提供を行うとともに、健康相談等を通じて村民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活するよう、様々な機会や場を通じて啓発します。
疾病の早期発見と重度化防止	各種疾病の早期発見に向けて、特定健康診査や各種がん検診などの周知や受診率の向上に努めます。

主な取組	取組の概要
介護予防の充実	介護予防講座などの充実に努めるとともに、介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、生きがいや仲間づくりの事業などを実施します。

②社会参加の促進

高齢者、障がいのある人などが地域でいきいきと過ごすため、本人の希望に基づいてスポーツや文化的活動へ参加できる環境づくりや、就労の促進に向けた取組を推進します。

主な取組	取組の概要
生涯学習活動の推進	スポーツや文化活動など様々な生涯学習活動に関して、高齢者、障がいのある人などが参加しやすい環境づくりに努めます。
就労の促進	村内の事業者やハローワークと連携し、就労の促進に向けた取組を推進します。

第Ⅲ部

高齢者保健福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の根拠と位置付け

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」第二十条に基づく市町村老人福祉計画として策定する計画です。

本村においては、国の計画作成指針に則しつつ、介護予防の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠であることから、これらに配慮して「高齢者保健福祉計画」を策定します。

また、「介護保険法」第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画は、後志広域連合による策定となります。

■老人福祉法 （昭和38年法律第133号） （抄）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

■介護保険法 （平成9年法律第123号） （抄）

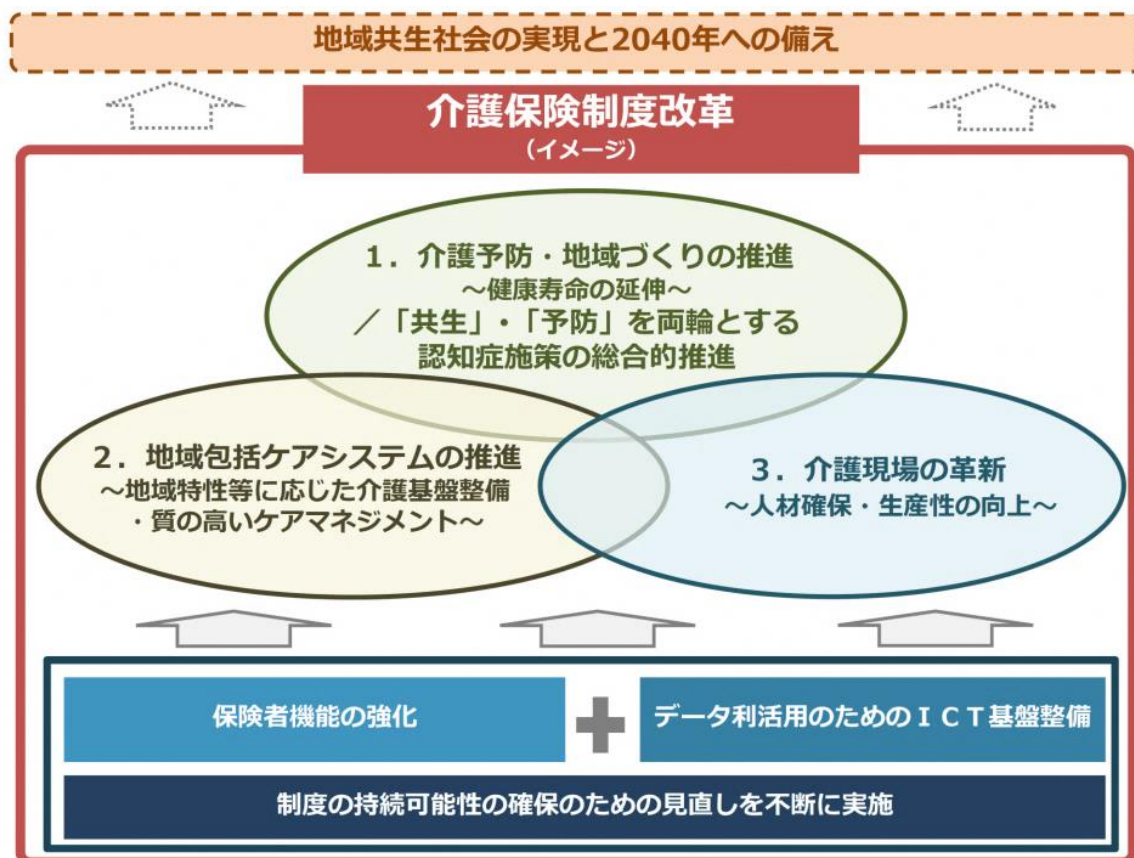
（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2. 制度改正等の概要

今回の制度改正では、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現をめざし、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るものです。

■介護保険制度改正の全体像



（１）介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が社会で役割をもって活躍できるよう、健康寿命の延伸につなげます。また、高齢者が体操などを通じて交流する「通いの場」の取組推進や、医療専門職の効果的な関わりの強化が進められます。

（２）認知症施策の総合的な推進

認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が令和元年6月18日にとりまとめられました。

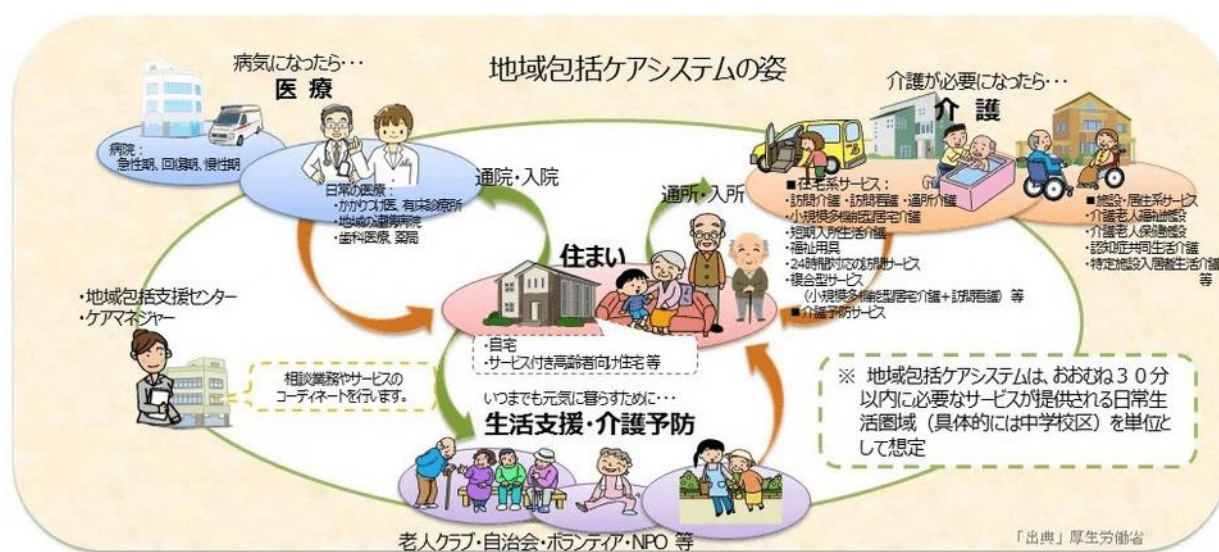
認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリ

「アフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組が「認知症施策推進大綱」に基づいて進められます。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

2025年に団塊の世代が後期高齢者（75歳以上の高齢者）となり、高齢者や要介護認定者が大幅に増加することが予測されています。そのため、行政、事業者、専門機関、地域が手を取り合い、地域の特性を最大限に活かしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動の展開が進められます。

■ 地域包括ケアシステムのイメージ



(4) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

新規人材の確保及び離職防止の双方の観点から、総合的な人材確保対策を推進します。また、人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組を推進します。

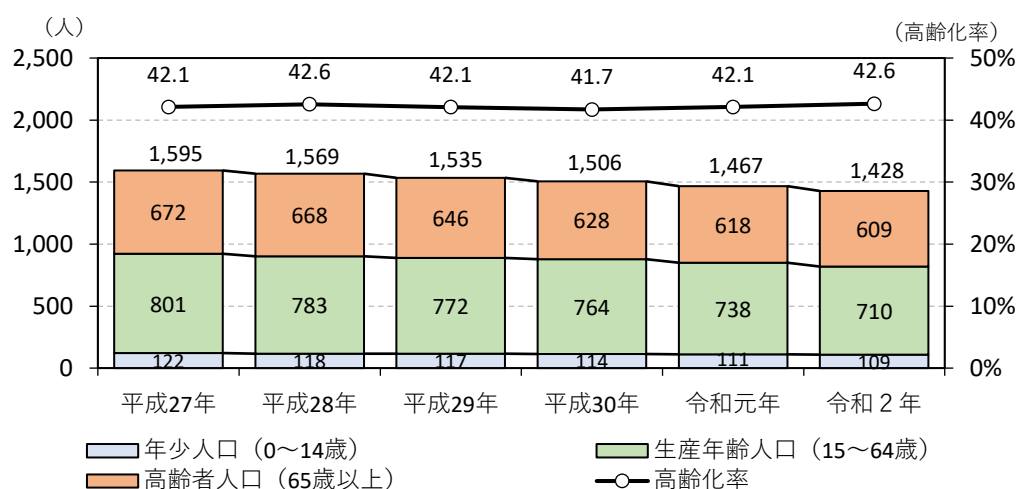
第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 高齢者の状況

本村の総人口は減少傾向にあり、平成27年の1,595人から令和2年には1,428人まで減少しています。また、総人口を年齢3区分別の割合でみると、高齢者の割合は平成27年からおおむね横ばいに推移している状況です。

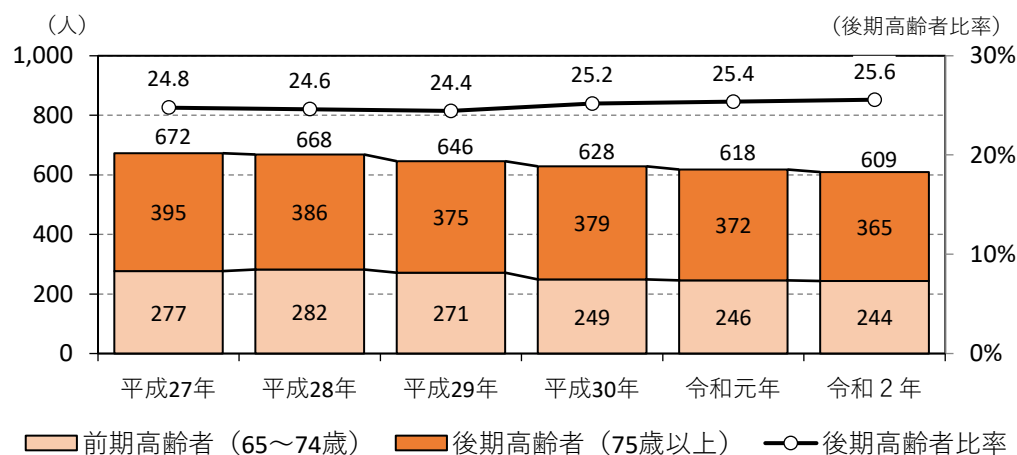
高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）はともに減少傾向が続いている一方、総人口に占める後期高齢者の割合は微増しており、令和2年は25.6%となっています。

■ 総人口と高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■ 高齢者数と後期高齢者比率の推移



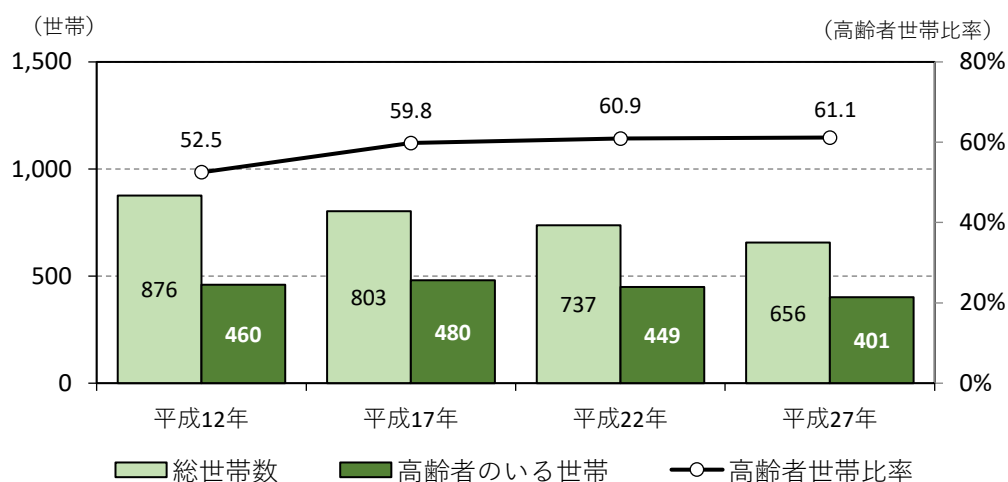
出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 高齢者世帯の状況

平成27年の国勢調査では、高齢者のいる一般世帯は401世帯となっており、そのうち、「ひとり暮らし世帯」は147世帯（36.7%）と最も割合が高くなっています。また、「夫婦のみ世帯」も130世帯（32.4%）となっており、高齢者のみの世帯（ひとり暮らし世帯＋夫婦のみ世帯）は277世帯（69.1%）で全体の約7割を占めています。

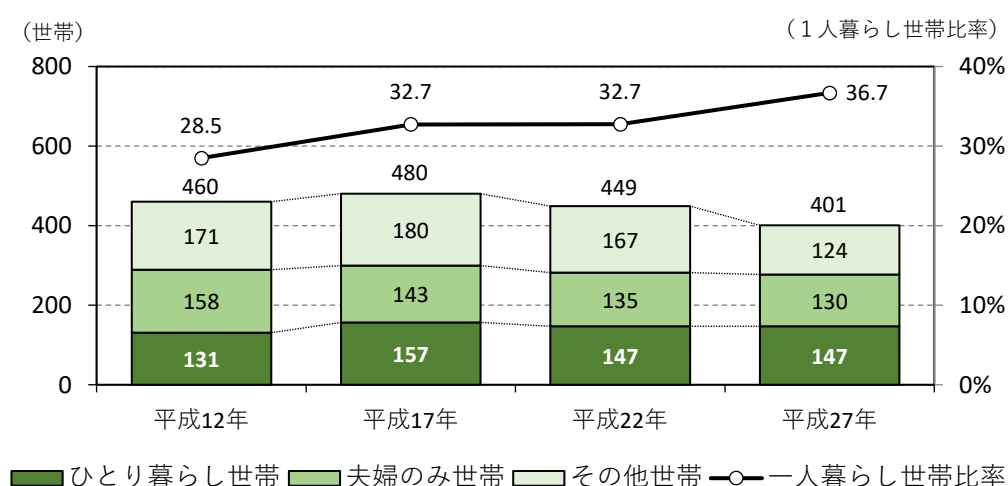
また、高齢者のいる一般世帯の世帯類型を北海道、全国と比較すると、島牧村では「ひとり暮らし世帯」の割合（36.7%）が、北海道（32.0%）、全国（27.3%）よりも高くなっています。

■ 高齢者のいる一般世帯の状況



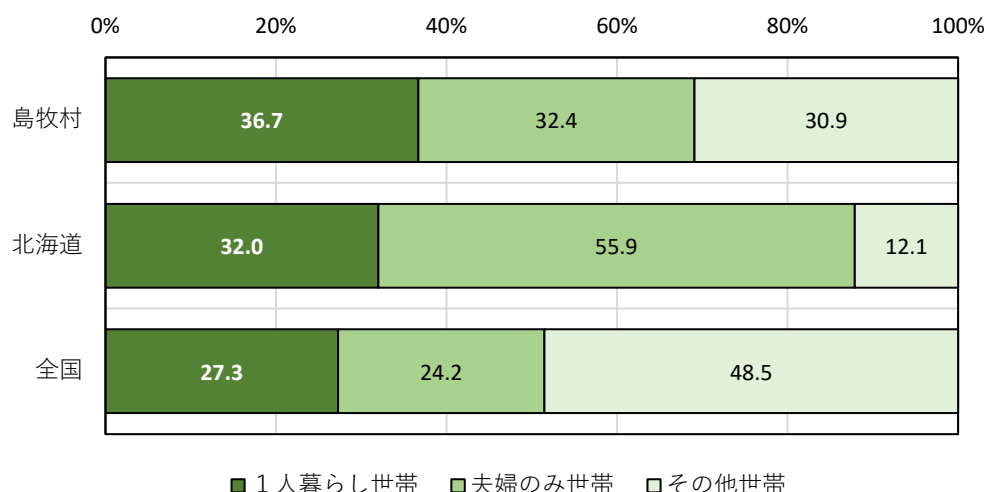
出典：国勢調査

■ 高齢者のいる一般世帯の世帯類型



出典：国勢調査

■ 高齢者のいる一般世帯の世帯類型の比較（平成27年）



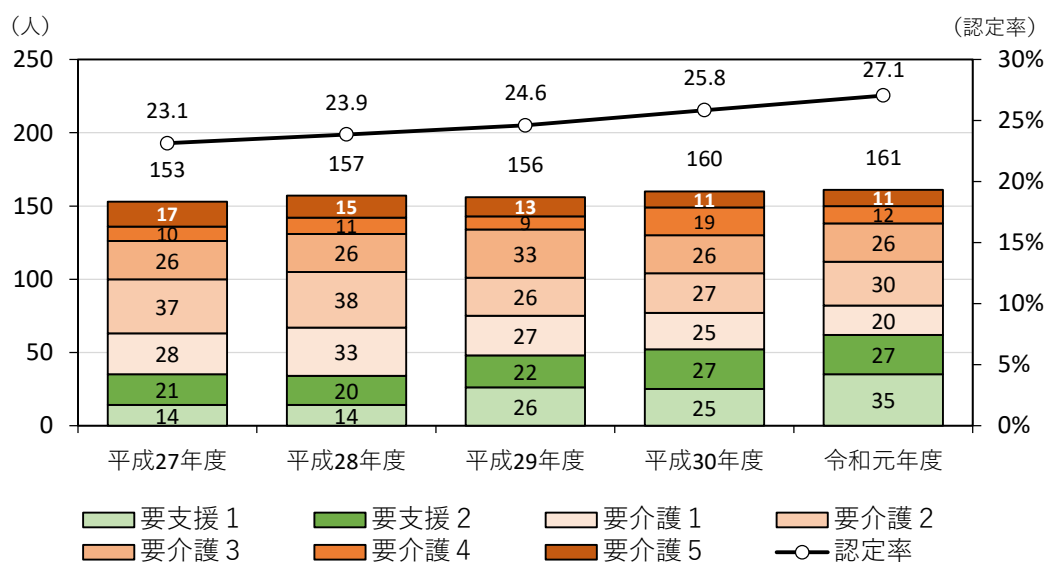
出典：国勢調査

3. 要支援・要介護認定者の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移をみると、要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和元年度は161人となっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者数の割合（認定率）も増加傾向にあり、令和元年度は27.1%まで伸びている状況です。

■ 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数と認定率の推移



出典：後志広域連合

第3章 施策の推進

1. 基本目標

高齢社会の到来は、個人の人生にとっても高齢期が重要な比重を占めることを意味しています。地域への深い愛着を持つ高齢者にとって、住み慣れた村で生涯暮らし続けることは、高齢期の生活の質を高めるための条件です。介護や日常生活上の支援が必要となっても、可能な限り自立し、尊厳ある生活を送ることができる、安心な生活環境が求められています。そのためには高齢者を取り巻く家族や、行政など公的機関にとどまらず、住民、地区会などの地域団体、社会福祉協議会、福祉サービス事業者をはじめとする地域の構成員による、ともに支え合う連帯の地域社会を築いていく必要があります。

また、高齢者は支援される側に立つばかりではなく、高齢者が自ら支援する側に立ち、地域の活力となる必要があります。

このような基本的な考え方に立ち、高齢者がその人らしくいきいきとした暮らしができ、ともに生活が続けられる村の実現をめざすため、次の基本目標を掲げます。

「高齢者保健福祉計画」の基本目標

元気に生きがいをもって暮らそう

2. 基本方針

基本方針 1 地域包括ケアシステムの推進

現在、国は団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた地域共生社会の実現をめざしており、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図ってきました。

今後、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とするためには、介護サービスの確保のみならず、生活支援サービスの充実や、医療と介護の連携推進のほか、介護予防や住まい、認知症施策の推進等、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括システムをさらに推進していくことが必要となります。

本村においても、高齢者やその家族が地域で安心して日常生活を営めるよう、生活支援サービスの充実に努めるとともに、高齢者の積極的な社会参加に取り組み、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

基本方針２ 健康づくりと介護予防の推進

令和元年の日本の平均寿命は、男性が81.41年、女性が87.45年といずれも過去最高となり、世界の中でも上位の長寿国となっています。

しかしながら、元気な高齢期を過ごすためには、平均寿命の延伸に加え、日常生活に支障がない「健康寿命」を長く保ち続けることがさらに大切です。

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするためには、日頃から食生活に気を付け、睡眠・運動を適度にとる「健康づくり」や要支援・要介護状態にならないようにする「介護予防」に取り組むことも重要です。

今後は、村と地域包括支援センターが協働し、健常から要介護状態へ移行する中間の段階といわれているフレイルへの対策を進めるとともに、医療・介護のデータ分析に基づく保健事業と介護予防の一体的な推進に取り組みます。

基本方針３ 高齢者の尊厳の確保

加齢に伴う認知症の高齢者は増加しており、今後もさらに増加することが見込まれています。国では、認知症施策推進大綱を令和元年6月18日にとりまとめ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めようとしています。

本村においても、認知症の高齢者や家族の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりをめざし、村全体で認知症高齢者とその家族を支える体制づくりに取り組みます。

高齢者虐待は心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害する行為であり、虐待の早期発見や再発防止が重要な課題となっています。

そのため、本村が中心となり、地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携を図りながら、高齢者虐待の早期発見と迅速な対応に取り組むとともに、高齢者虐待防止に向けて村民への普及啓発に努めます。

基本方針４ 生きがいづくりと安心な村づくりの推進

高齢者一人ひとりが「生涯現役」で明るく元気に活力ある生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。また、高齢者が住み慣れた自宅と地域で安心して暮らせるよう環境づくりに取り組むとともに、バリアフリーの一層の推進に努めます。

一方、近年、我が国では地震や台風、大雨等による大規模な災害が多発しています。北海道内においても、大雨による洪水や浸水、土砂災害などが起こっていることから、本村でも災害時の避難や支援体制の強化が必要となります。

また、高齢者を対象とした犯罪も増加傾向にあることから、高齢者が巻き込まれないよう犯罪の防止に努めます。

3. 施策体系

基本目標 元気に生きがいをもって暮らそう

基本方針1 地域包括ケアシステムの推進

- ①医療と介護の連携
- ②生活支援サービスの充実
- ③多様な住まいの確保
- ④地域での支え合い・助け合いの促進
- ⑤地域相談支援体制・情報提供の充実

基本方針2 健康づくりと介護予防の推進

- ①健康づくり・生活習慣病予防の推進
- ②自立支援・介護予防の推進

基本方針3 高齢者の尊厳の確保

- ①認知症高齢者対策の推進
- ②権利擁護の推進

基本方針4 生きがいづくりと安心な村づくりの推進

- ①高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
- ②安心・安全な村づくりの推進

4. 令和5年度末における目標

(1) 地域包括ケアシステムの推進

指標	基準値	目標値
地域ケア個別会議の開催回数	1回/年 (令和2年度)	2回/年 (令和3～5年度)
医療機関・介護サービス事業所関係者による会議の開催回数	12回/年 (令和2年度)	12回/年 (令和3～5年度)

(2) 健康づくりと介護予防の推進

指標	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	33.2% (令和元年度)	60.0% (令和5年度)
らくらく運動教室の開催回数	43回/年 (令和元年度)	43回/年 (令和3～5年度)
らくらく運動教室の延べ参加人数	850人/年 (令和元年度)	850人/年 (令和3～5年度)

(3) 高齢者の尊厳の確保

指標	基準値	目標値
認知症サポーター養成講座の開催回数	2回/年 (令和元年度)	2回/年 (令和3～5年度)
ステップアップ研修の開催回数	-	1回/年 (令和3～5年度)
認知症地域支援推進員の人数	2人 (令和2年度末)	2人 (令和5年度末)

(4) 生きがいづくりと安心な村づくりの推進

指標	基準値	目標値
老人クラブ数	4クラブ (令和2年度末)	4クラブ (令和5年度末)
老人クラブ会員数	85人 (令和2年度末)	85人 (令和5年度末)
集いの場を実施する団体数	1団体 (令和2年度末)	3団体 (令和5年度末)

5. 推進する施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

①医療と介護の連携

加齢に伴って、医療を必要とする疾患を持つ高齢者は増加することが見込まれます。また、慢性疾患や認知症などの医療ニーズに加え、介護ニーズを持つ高齢者も今後増加することが見込まれることから、介護と医療の連携を強化していくことが必要となります。

さらに、医療を必要とする高齢者が退院後に在宅で円滑に在宅医療や介護サービス利用へ移行できるようにするための退院支援や、自宅での終末期を希望する高齢者の看取りなど、在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携は重要となります。

今後は、本村が中心となり、島牧診療所や地域包括支援センターの機能のさらなる充実を図りながら、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業者等、他職種連携による在宅医療と介護の連携に取り組めます。

主な取組	取組の概要
医療機関と介護サービス事業者の情報共有	医療機関・介護サービス事業所関係者による会議を定期開催し、情報共有等を図ります。
村外医療機関との連携	地域包括支援センターが中心となって村外医療機関と連携し、入退院支援を行います。

②生活支援サービスの充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、介護保険によるサービスのみならず、見守りや安否確認、配食などの生活支援サービス等を確保していくことが必要となります。

今後も高齢者の在宅生活を支える高齢者福祉サービス等、生活支援サービスを継続して提供し、高齢者本人をはじめ介護者の負担軽減に取り組めます。

主な取組	取組の概要
地域交流活動の推進	社会福祉協議会等と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認など、地域福祉活動の充実・活性化を支援・育成します。
生活支援サービスの充実	虚弱なひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、また、従来の生活支援サービスを継続し、高齢者福祉サービスの充実に努めます。
見守り・安否確認の推進	配食サービス等による見守り・安否確認などを継続して実施し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の孤立感の解消や日常生活の維持支援に努めます。

主な取組	取組の概要
買い物支援の推進	社会福祉協議会が中心となり有償ボランティアによる買い物支援を行います。
介護者家族支援の充実	居宅で介護している家族に対し、適切な介護方法の習得により身体的負担や精神的負担が軽減されるよう引き続き支援に努めるとともに、悩みや心配ごと等の相談対応の充実を図り、介護者を支える地域での活動を支援します。 また、介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられる社会をめざし、家族に対する相談体制や支援体制の強化を図ります。

■生活支援サービスの一覧

サービス名	サービス内容	対象者
元気センター事業	総合福祉医療センター内で、食事や入浴・体操などを行います。	おおむね65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方
高齢者電話サービス	週2回（月・木）9時～12時までの希望する時間に電話にて安否確認を行います	おおむね65歳以上の方
移送サービス	村内診療所や役場・銀行・郵便局への送迎を行います。	おおむね65歳以上の方
	寿都町・黒松内町の医療機関への送迎を行います。	要支援・要介護認定者のみ
給食サービス	昼・夕食の食事をお届けします。	おおむね65歳以上の方で調理が困難かつ家族等の支援が困難な状態にある方
ケア用品支給事業	尿取りパット・リハビリパンツ等を毎月1パック支給します。	要支援・要介護認定者のみ
高齢者訪問見守り支援事業	訪問を行いニーズ調査や見守り・体調の確認等を行います。	おおむね70歳以上の方
認知症サポーター養成講座	認知症について理解し、認知症の人やそのご家族を応援する「認知症サポーター」を養成します。	住民、小学6年生

サービス名	サービス内容	対象者
肺炎球菌ワクチン接種助成	接種費用の一部を助成します。	①定期接種対象者（65・70・75・80・85・90・95・100歳） ②任意接種対象者（65歳以上の方で①を除く者）
季節性インフルエンザワクチン接種助成	接種費用の一部を助成します。	65歳以上の方
高齢者緊急通報システム	急病などの緊急事態が発生したときに消防機関などに救援要請します。 また安否確認電話サービスを行います。	65歳以上の方
地域見守り活動の協定	配達・配送等を日常業務としている事業者等と見守り活動の協定を結んでいます。	郵便局、道新、トドック
除雪サービス	玄関前の除排雪を行います。 月2,000円×3月分の利用者負担があります。	自らで除排雪をすることが困難なおおむね65歳以上の独居高齢者又は高齢夫婦世帯
福祉灯油助成事業	冬期間の灯油購入費の一部助成を行います。	高齢者世帯でかつ村民税非課税世帯
一歩倶楽部	理学療法士の指示のもと、サポーターとともに個別・小グループ等で体操・歩行練習等を実施します。	おおむね65歳以上で要支援までの方
らくらく運動教室	毎週木曜日、本目おあしす、永豊生活改善センターにて健康運動指導士の指導のもと、椅子にすわってできる体操等を実施します。月1,000円の利用者負担があります。	おおむね60歳以上の方

③多様な住まいの確保

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者を対象とした住宅が全国的に増加していますが、地域におけるニーズに応じて適切な住まいの提供が必要となります。

本村においても、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者生活支援ハウスの活用など、高齢者のニーズに対応した住まいの確保に努めます。

主な取組	取組の概要
高齢者生活支援ハウス（海べの郷）の活用	高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯の増加に対応するため、高齢者生活支援ハウスの利用促進を図ります。

④地域での支え合い・助け合いの促進

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには介護保険サービスや生活支援サービスのみならず、地域での支え合いや助け合いの活動が必要となります。

高齢者の安否確認や閉じこもり防止など、地域の見守り体制を強化しながら、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、事業者等関係機関が連携して支え合い活動を推進していきます。

主な取組	取組の概要
住民参加の推進	介護保険や保健福祉サービスなどの公的サービスの利用を促すとともに、住民主体の活動として見守りやちょっとした手助け、気配りなど、身近な地域でできる福祉活動の促進を図ります。
見守り体制の充実	ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が地域の中で孤立しないよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の協力のもと、高齢者の生活状況について見守りを行います。 また、新聞販売店・宅配事業者・郵便局等民間企業との見守り協定を締結し、高齢者の安否確認などを行います。
地域による支え合いの環境づくり	生活支援コーディネーターや協議体の活動により、人的資源や地域課題の把握を行うとともに、住民が主体となって支え合う環境づくりに取り組みます。

⑤地域相談支援体制・情報提供の充実

高齢者が抱える生活上の様々な悩み・問題に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度につなげる等の支援を行います。

高齢者にとってさらに身近な相談窓口としての役割を果たすとともに、今後多様化が予測される相談内容に適切に対応するため、社会福祉協議会等関係機関との連携強化を進めます。

主な取組	取組の概要
相談体制の充実	地域包括支援センターなどの相談機能の充実を図るとともに、各相談窓口の周知・広報に努めます。
関係機関の連携強化	地域包括支援センターを中核として、保健、医療、福祉、教育、就労など多様な分野における関係機関等との連携の強化を図ります。
福祉サービスに関する情報提供	全ての村民が必要なときに介護保険制度やその他のサービスを利用できるよう、広く周知を図るための情報提供を行います。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

①健康づくり・生活習慣病予防の推進

要支援・要介護状態になることを未然に防ぎ、元気な高齢期を送るためにも、若いときからの健康づくりや生活習慣病の予防が重要となります。

本村においても、「特定健康診査等実施計画」並びに「保健計画」に基づき、高齢者のみならず、全ての村民が生涯を通じて主体的に健康づくり・介護予防に取り組み、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」をめざします。

また、各種健診（検診）等の推進により、若いときからの生活習慣病の予防の充実を図るとともに、身近なところで近隣の人たちとの交流を通じた健康づくりにも取り組めるよう、社会福祉協議会や地域の団体等と連携・協力して支援します。

主な取組	取組の概要
健康づくりの周知・啓発	村民の疾病状況を踏まえながら、分かりやすい予防知識の周知に努めます。また、生活習慣病予防のための啓発・教育に努めます。 また、加齢により減少する体力を維持するため、特定健診結果に基づいた保健師による保健指導など、村民の健康増進に向けた啓発を行います。
特定健康診査・特定保健指導の推進	高血圧症・糖尿病等生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査により、その該当者や予備群を把握し、運動習慣の定着や食生活の改善などの指導を継続します。
各種がん検診の受診率向上	各種がん検診の受診機会の充実とともに、受診率の向上に向けた周知・啓発を行います。
感染症対策の推進	予防接種によりインフルエンザ等の感染症の予防に努めるとともに、新型感染症などの感染拡大対策の周知・啓発を行います。

②自立支援・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、要介護状態又は要支援状態となることを予防することが重要です。高齢者の自立支援や介護予防については、高齢化に伴う疾患等への対策や機能回復訓練等のみならず、生活機能全体を向上させて、生きがいをもって生活できる地域づくり等を進めることも必要となります。

本村では総合事業の生活支援サービスとして、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）を小規模多機能型居宅介護施設において新たに実施し、利用者も徐々に増えています。今後も、多様な生活支援・介護予防サービスを提供するため、地域の資源を把握し、関係者等とのネットワークの充実に図りながら、支援体制の整備を検討してきます。

主な取組	取組の概要
介護予防・生活支援サービス事業の推進	従来の訪問介護及び通所型サービスAを今後も継続し、介護予防・生活支援サービスを提供します。 また、介護予防サービスを適切、的確に利用できるよう、状態悪化を予防し改善につながるようなケアプランを立案します。
一般介護予防事業の推進	通いの場や運動教室などの充実に図り、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。
保健事業と介護予防の一体的な推進	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健事業や医療情報を活用した介護予防事業などフレイル対策を含めて検討を進めます。 また、保健師等の専門職が関与する機会を積極的につくり、効果的な介護予防の推進に努めます。

（３）高齢者の尊厳の確保

①認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者対策については、俱知安地域SOSネットワークをはじめ、村民、団体、ボランティア、サービス提供事業者など、地域全体で認知症高齢者を見守り、支えられる地域づくりに取り組むとともに、認知症に対する理解を深めていきます。

また、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、早期発見・早期対応に結び付ける体制づくりを地域や医療機関等と連携しながら構築していきます。

主な取組	取組の概要
認知症サポーターの養成	地域包括支援センターが主体となり、認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、地域で認知症の人やその家族を支える認知症サポーターの養成を今後も継続していきます。また、学校において、認知症に関する正しい知識の普及を推進します。

主な取組	取組の概要
「チームオレンジ」の設置に向けた検討	認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付けるための「チームオレンジ」の設置に向けた検討を進めます。
認知症への早期対応体制の整備	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を通じて、認知症への早期対応と容態に応じた適時・適切な医療・介護等を提供します。
認知症介護者への支援	認知症の人を介護する家族が、認知症について正しく理解し適切な対応ができるよう支援するとともに、介護者の人の精神的な負担の軽減を図るための事業等を継続して開催します。
見守り支援ネットワークの推進	認知症などにより所在不明等の高齢者が発生した場合に、地域の関係機関・警察等と連携して対応を行います。

②権利擁護の推進

高齢者虐待の防止については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称、「高齢者虐待防止法」）の趣旨に則り、周知・啓発に努めるとともに、村と地域包括支援センターなどの関係機関等とが連携しながら虐待の要因を分析し、再発防止と迅速・適切に被虐待高齢者の保護を行います。

また、家族等の養護者による高齢者への虐待については、家族の不安や悩みについての相談機能の強化並びに支援体制の充実を図るなど、介護を行う家族への支援についても検討していきます。

さらに、認知症等により判断能力が不十分な高齢者が財産管理や様々な契約等で不利益とならないよう、成年後見制度を広く周知するとともにその利用促進を図ります。

主な取組	取組の概要
日常生活自立支援事業の推進	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人のために、介護や福祉サービスの選択、契約の援助や金銭管理などの相談・援助等を行う「日常生活自立支援事業」の情報提供に努めます。
成年後見制度の利用促進	高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して暮らせるよう成年後見制度や村長申し立てについての周知を図るとともに、制度利用の促進に向けた相談対応の充実に努めます。
高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待や通報窓口等について周知するとともに、高齢者虐待を発見したり、虐待があると思われたときには、村が中心となって、地域包括支援センターなどの各関係機関等と連携して対応します。

(4) 生きがいつくりと安心な村づくりの推進

①高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進

高齢者が地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、趣味や教養、生涯学習、生涯スポーツ、ボランティア活動などへの参加・参画の機会や情報提供などを充実し、自主的・主体的な取組を支援・促進していきます。

また、今後さらに高齢化が進むことから、高齢者自身が見守りや支え合いの担い手として活動してもらえるよう住民参加を通した仕組みづくりと活動支援に努めます。

さらに、世代間交流や趣味のグループ活動、老人クラブ活動など、様々な地域活動を支援します。

主な取組	取組の概要
生涯学習活動の促進	高齢者が元気でいきいきと生活しながら、住みよい地域づくりに取り組むための学習と仲間づくりの機会に係る情報提供を行います。
スポーツ・レクリエーション活動の促進	高齢者が自ら体力や年齢に応じて、広くスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康増進や仲間づくりなど、健康で生きがいのある充実した生活を送ることができる環境づくりに努めます。
老人クラブ活動の促進	会員の健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流など、老人クラブの活動を支援します。
地域における集いの場への支援	住民主体の自主グループによる集いの場の活動を支援します。 また、現在活動している1団体に加え、新たな自主グループの立ち上げに向けた取組を進めます。

②安心・安全な村づくりの推進

災害発生時に避難の手助けや安否確認などの支援につなげることを目的として、村では、災害時要援護者を把握し、本人の同意のもと、民生委員・児童委員等へ情報を提供して、避難行動支援者名簿を作成しています。

高齢者世帯や要支援・要介護高齢者、障がいのある人などが、地震や火災、台風など様々な災害による緊急時に円滑に避難ができるよう、村民や関係団体等と連携しながら災害時の避難体制の強化を図ります。

一方、詐欺や悪質商法などの犯罪、交通安全などについては、関係機関等と連携して知識の普及と意識の向上を図るとともに、安心ネットワークづくりを進めます。

また、令和2年は新型コロナウイルス感染症が国内外を問わず猛威を振るっている状況にあり、未だ収束の目途は立っていない状況にあります。そのため、介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止に関する取組を推進します。

主な取組	取組の概要
災害時の支援対策の充実	関係分野や関係機関・団体等、地域団体、事業者等との連携のもと、支援を必要とする人が災害時に安全に避難できるよう、避難情報を確実に伝達する体制や福祉避難所の整備に努めます。
交通安全対策の推進	関係機関等の協力で高齢ドライバー対策や交通安全対策を推進します。
消費者対策の推進	特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪に巻き込まれないよう、関係機関等と協力のもと、知識の普及と意識の向上に努めます。
感染症に対する備えの充実	介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止の周知啓発や感染症発生時に備え平時からの事前準備等を行います。

第Ⅳ部

障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の根拠と位置付け

障がい福祉計画は障がいのある方を対象とした障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるもので、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。また、障がい児福祉計画は、障がいのある子どもを対象とした障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるもので、「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉計画と一体的な計画として策定します。

■ 障害者総合支援法 （平成17年法律第123号） （抄）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 児童福祉法 （平成17年法律第123号） （抄）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人としています。

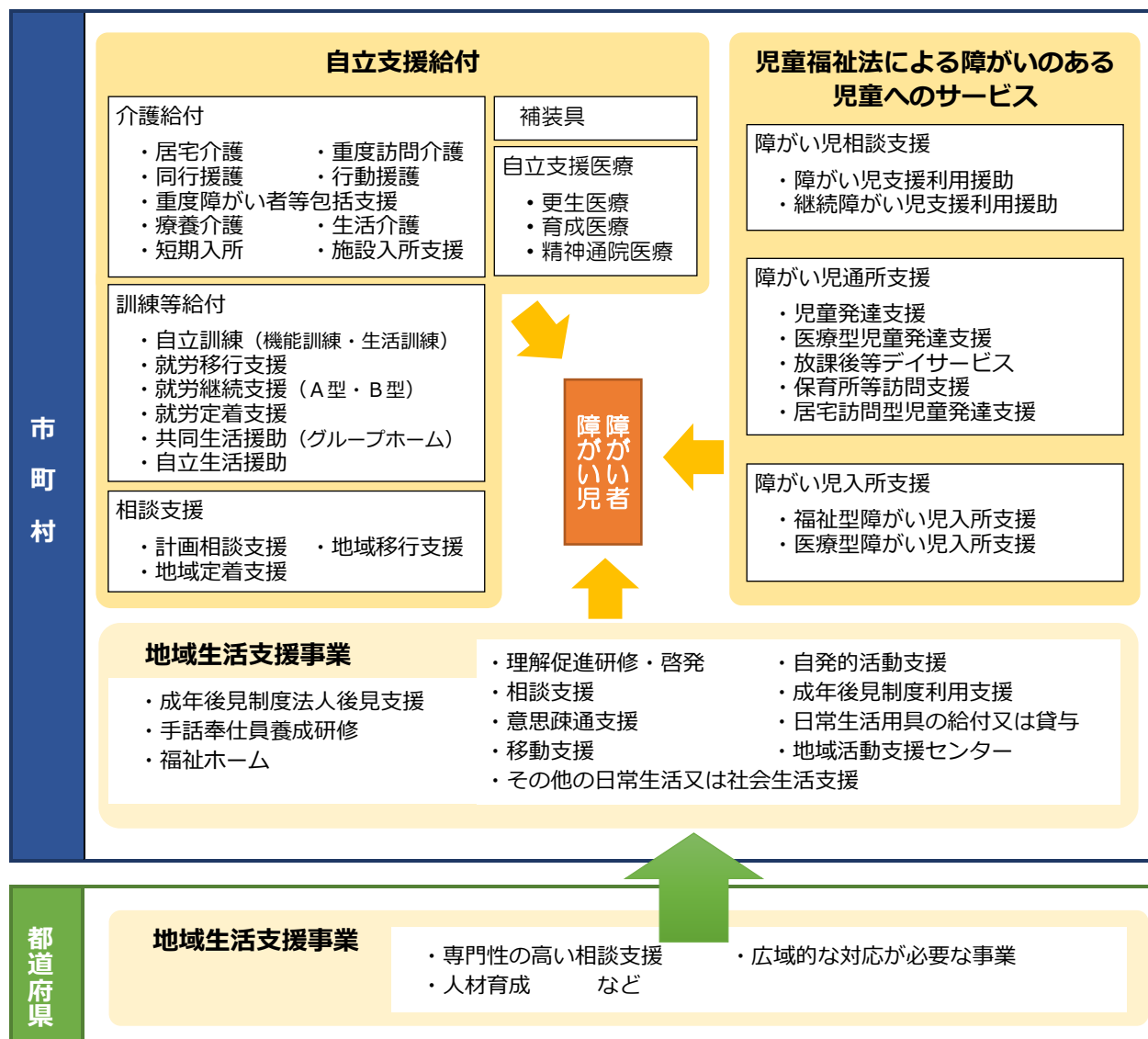
3. 障がいのある人を対象としたサービスの概要

障害者総合支援法に定めるサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。

「自立支援給付」は、個々の障がいのある人の障害支援区分や勘案事項等を踏まえ個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」等があります。また、「地域生活支援事業」は市町村の創意工夫によって利用者の実情に応じて柔軟に実施されます。

サービスを利用する際は、利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、これに基づいてサービスが提供されます。

■ 障がいのある人を対象としたサービスの概要



※障害者総合支援法に定める給付・事業と児童福祉法に位置付けられた事業

4. 制度改正等の概要

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成26年4月全面施行）
 - ・ 応能負担の明確化
 - ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
 - ・ 相談支援の充実
 - ・ 障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成27年1月施行）
 - ・ 指定難病に対する医療費の助成
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
 - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月施行）
 - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成28年6月施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定
 - ・ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化

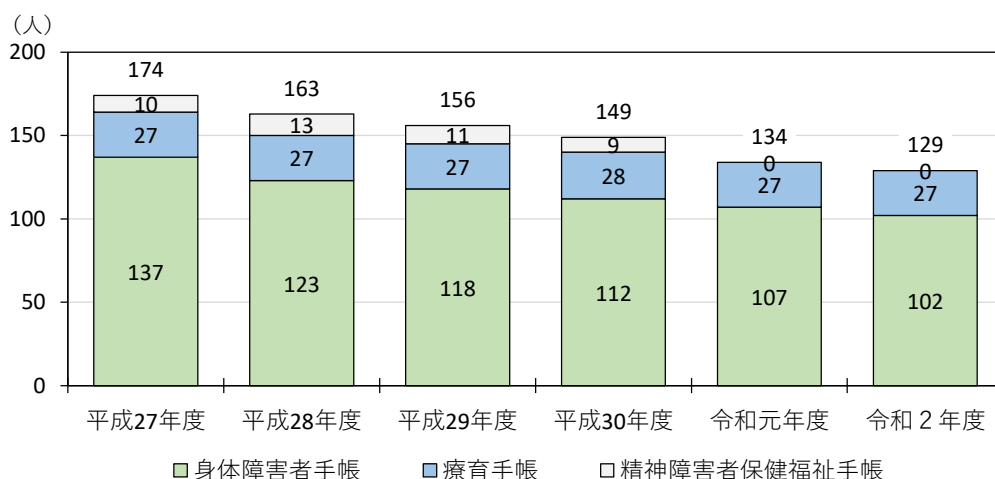
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者の状況

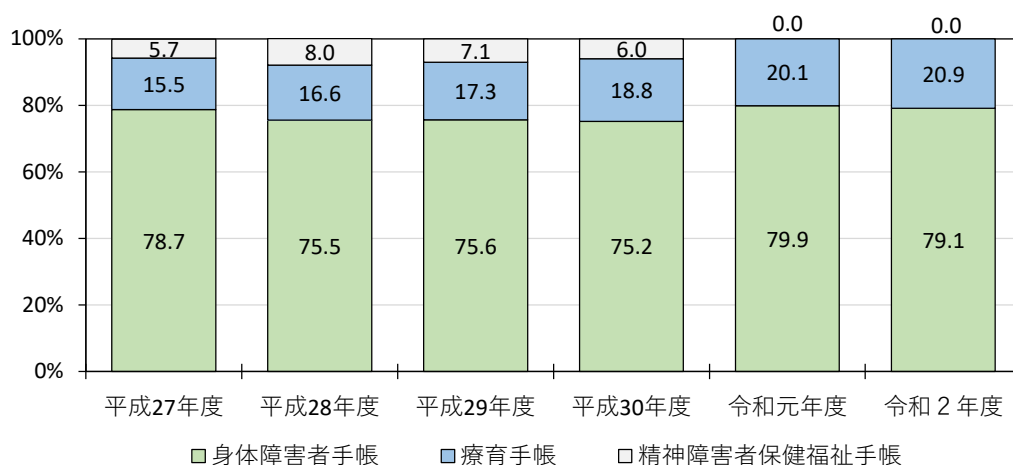
障害者手帳所持者数は、平成27年度の174人から減少傾向がみられ、令和2年度は129人となっています。手帳の種類別に推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成27年度から減少しており、精神障害保健福祉手帳所持者を除き、令和2年度は102人となっています。療育手帳所持者数はおおむね横ばいに推移している状況です。

■ 障害者手帳所持者数の推移



※令和元年以降の精神障害者保健福祉手帳所持者数は俱知安保健所に確認中
出典：島牧村（各年4月1日現在）

■ 障害者手帳所持者割合の推移



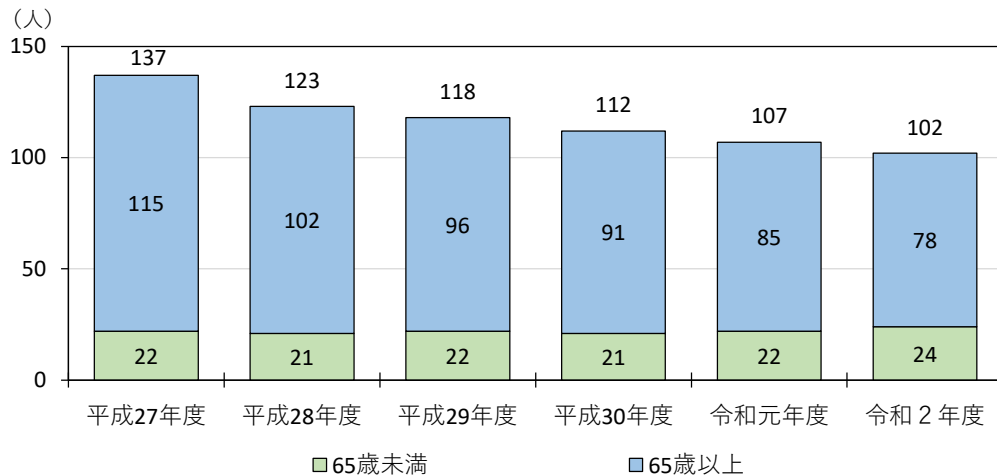
※令和元年以降の精神障害者保健福祉手帳所持者数は俱知安保健所に確認中
出典：島牧村（各年4月1日現在）

(2) 身体障がいのある人の状況

①年齢階級別の状況

身体障害者手帳所持者の推移を年齢階級別でみると、「65歳未満」はおおむね横ばいに推移していますが、「65歳以上」には減少傾向がみられる状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階級別）

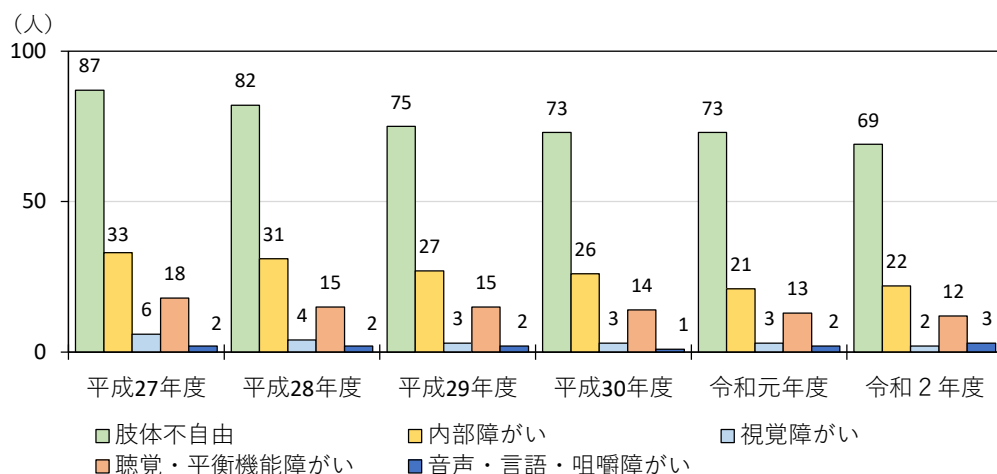


出典：島牧村（各年4月1日現在）

②部位別の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を障がい部位別でみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が続いており、それぞれに減少傾向がみられる状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）

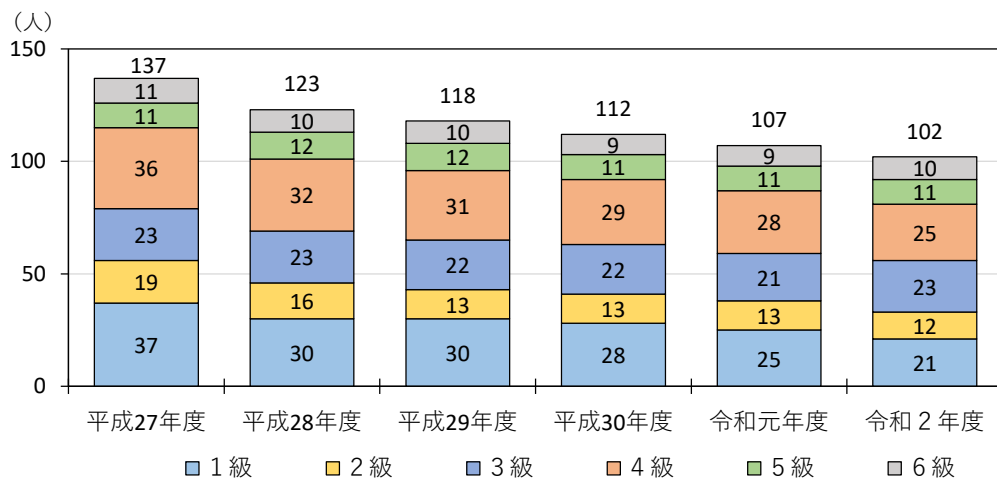


出典：島牧村（各年4月1日現在）

③等級別の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を等級別でみると、「4級」が約3割で最も多く、次いで「1級」又は「3級」が続いている状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



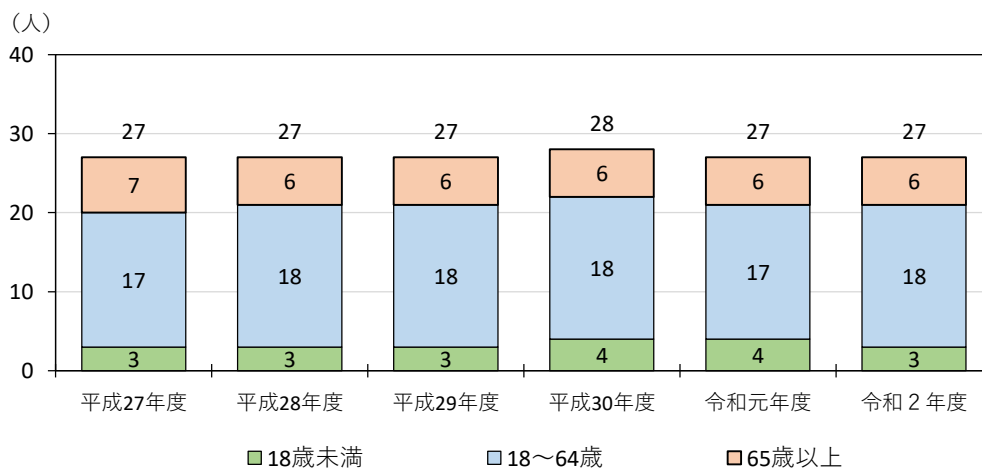
出典：島牧村（各年4月1日現在）

（3）知的障がいのある人の状況

①年齢別の状況

療育手帳所持者数の推移を年齢階級別でみると、「18～64歳」が全体の7割弱を占めており、「18歳未満」「18～64歳」「65歳以上」いずれの年齢階級もおおむね横ばいに推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢階級別）

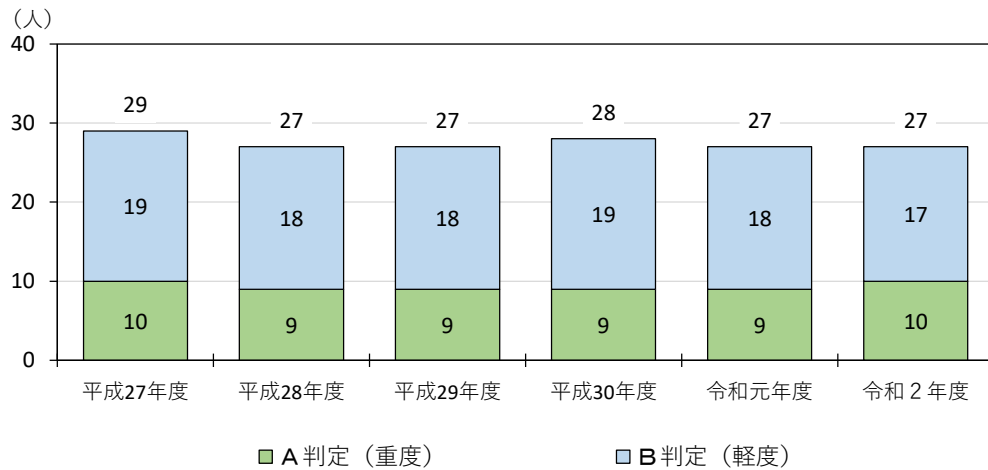


出典：島牧村（各年4月1日現在）

②程度別の状況

療育手帳所持者数の推移を程度別で見ると、「B判定（軽度）」が全体の約6割を占めており、「A判定（重度）」、「B判定（軽度）」ともにおおむね横ばいに推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

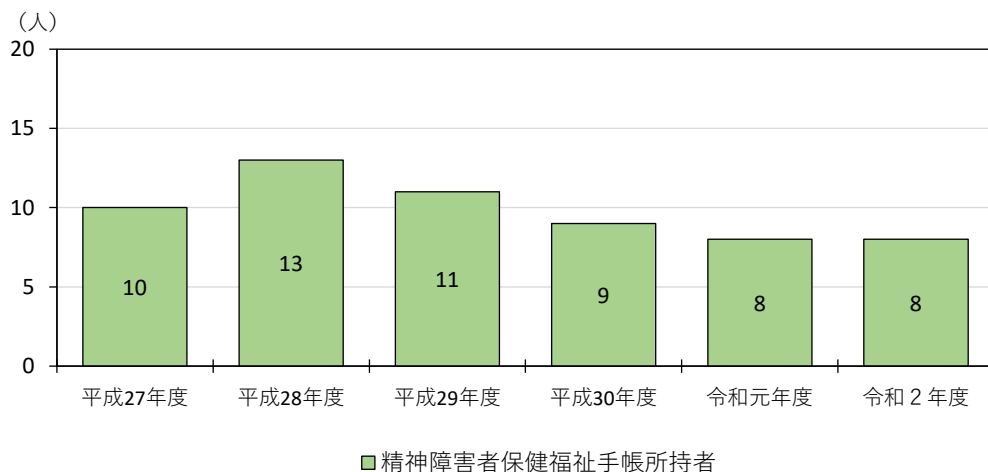


出典：島牧村（各年4月1日現在）

（４）精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年度の13人から減少傾向となっており、令和2年度は8人の状況です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：島牧村（各年4月1日現在）

（５）発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

（６）高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。

発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識をもって支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

（７）難病

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

2. 数値目標の達成状況

（１）障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目標	実績(見込)	備 考
平成28年度末における施設入所者数	—	17人	平成28年度末時点の施設に入所している障がいのある人の人数
地域生活移行者数（人数）	2人	0人	施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数
令和2年度末における施設入所者数	15人	12人	令和2年度末時点での施設入所者見込数
施設入所者数の削減数（人数）	2人	5人	令和2年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数

（２）障がい福祉施設から一般就労への移行

項 目	目標	実績(見込)	備 考
一般就労移行者数	1人	0人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度に一般就労する者の数
就労移行支援事業の利用者数	1人	0人	令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数

（３）地域生活支援拠点の整備

項 目	目標	実績(見込)	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	検討中	圏域及び村単独での設置

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和2年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1箇所以上確保することを目標としていました。

人材確保の難しさや人口規模が小さいことから事業者の参入が望みにくい本村では、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備には至りませんでした。

今後も重症心身障がい児の動向を注視するとともに、圏域での整備に向けた検討を進めます。

②医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の整備

国の基本指針では、令和２年度末までに各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標としていました。

本村では、村単独で設置することは難しいことから圏域での体制整備に向けて取り組んできましたが、現時点ではまだ体制が整備されていない状況です。

（５）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざす新たな政策理念を踏まえ、令和２年度末までに全ての圏域、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていました。

本村においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとしての協議の場は設置していませんが、精神障がいのある方への対応は関係機関の連携により個別柔軟に対応を行っている上、必要に応じて地域ケア会議におけるケース検討等を行うことができる体制を整備しています。

3. 障がい福祉サービスの実績

(1) 障がい福祉サービスの体系



(2) 訪問系サービスの利用実績

■サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーが居宅において入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■訪問系サービスの計画値と実績値（月間）

サービス名称		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	2
	延利用量（時間）	5	5	5	5	5	6

※延利用量は1人あたりの数値。

(3) 日中活動系サービスの利用実績

■サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がいのある方に対し、主に昼間に病院や施設で、機能訓練・療養上の管理・看護・日常生活上の世話等を行います。
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある方に対し、主に昼間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある方を対象として、病院を退院若しくは盲・ろう養護学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の向上のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある方や精神障がいのある方を対象として、病院や施設を退院、退所した人、養護学校を卒業した人に対し、地域生活を営む上で必要な社会的リハビリテーションを行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。

サービス名称	サービスの概要
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある方・障がいのある児童に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	病院、診療所において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

■ 日中活動系サービスの計画値と実績値（月間）

サービス名称		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
生活介護	実利用者数（人）	17	17	17	16	17	15
	延利用量（人日）	374	374	374	352	374	330
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	0	1	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	31	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実利用者数（人）	1	0	1	0	0	0
	延利用量（人日）	22	0	22	0	0	0
就労継続支援（A型）	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	実利用者数（人）	7	8	7	8	9	8
	延利用量（人日）	84	116	84	122	108	112
就労定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
	延利用量（人日）	3	2	3	2	3	0
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0

※延利用量は1人あたりの数値

(4) 居住系サービスの利用実績

■サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービス提供も行います。
施設入所支援	常時介護を要する障がいのある方に対し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■居住系サービスの計画値と実績値（月間）

サービス名称		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数（人）	10	11	10	11	10	11
施設入所支援	実利用者数（人）	13	13	13	13	13	12

(5) 相談支援の利用実績

■サービスの概要

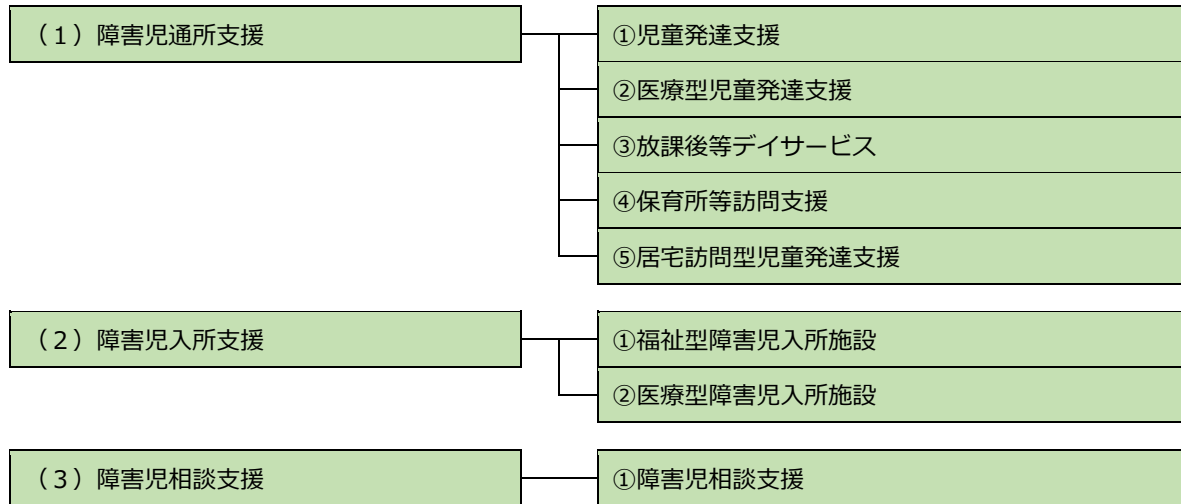
サービス名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■相談支援の計画値と実績値（月間）

サービス名称		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	実利用者数（人）	27	27	28	26	29	28
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

4. 障がい児福祉サービスの実績

(1) 障がい児福祉サービスの体系



(2) 障害児通所支援の利用実績

■サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がいのある子どもの自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

■障害児通所支援の計画値と実績値（月間）

事業種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	実利用者数（人）	3	3	3	2	3	2
	延利用量（人日）	12	12	12	8	16	8
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	5	4	6	4	6	4
	延利用量（人日）	20	16	24	16	24	16

事業種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0

※延利用量は1人あたりの数値

（３）障害児入所支援の利用実績

■サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

■障害児入所支援の計画値と実績値（月間）

事業種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
福祉型障害児入所施設	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用量（人日）	0	0	0	0	0	0

（４）障害児相談支援の利用実績

■サービスの概要

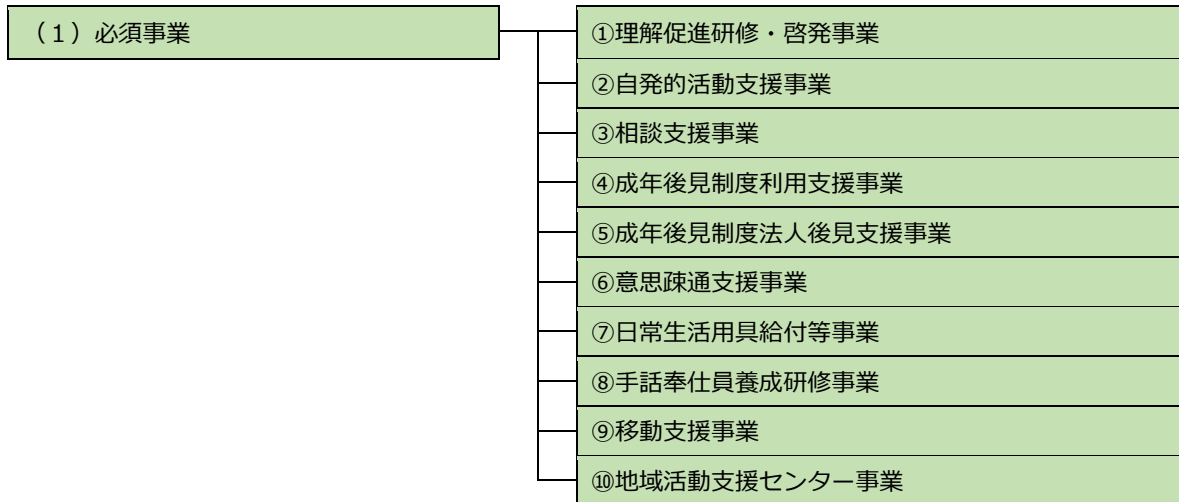
サービス名称	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児相談支援の計画値と実績値（月間）

事業種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害児相談支援	実利用者数（人）	8	7	9	6	10	6s

5. 地域生活支援事業の実績

(1) 地域生活支援事業の体系



(2) 地域生活支援事業の実績

■ 地域生活支援事業の概要

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である方を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方（聴覚障がいのある方等）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。

事業名称	事業の概要
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

■ 地域生活支援事業の計画値と実績値

事業名称	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修・啓発事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業	—	—	—	—	—	—	—
障害者相談支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター	設置有無	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	利用件数	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	—	—	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	—	—	—	—	—	—	—
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	0	0	0	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件	36	28	36	25	36	17
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	0	0	0	1	0	0
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	実人数	0	1	0	1	0	0
	時間/年	0	6.5	0	3	0	0
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	実人数	6	6	6	6	6	6

第3章 施策の推進

1. 基本目標

障がいのある人が生涯にわたり個人としての尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる村をめざすためには、障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」として分かれることなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けた取組が必要となります。

我が国では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害保健福祉施策が整備されてきました。

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるむらづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本村は全ての障がいのある人の自立と社会参加をめざすとともに、障がいの有無にかかわらず、村民の誰もがいつでも笑顔で暮らせるむらづくりをめざしてきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がい者福祉における「ノーマライゼーション」の理念のもと、「障がいのある人もいきいきと暮らせる地域社会を創ろう」をめざします。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本目標

障がいのある人もいきいきと暮らせる地域社会を創ろう

2. 基本方針

基本方針１ 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

①サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある方のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

②障がい者就労の促進（障がい福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある方が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実に努めるとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の圏域内での整備に向けた検討を進めます。

基本方針２ 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある方、とりわけ、重度の障がいのある方等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

基本方針３ 障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子どもとその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、圏域における児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスの整備に努めるとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障がい児相談支援サービスの充実を図ります。

3. 令和5年度末における目標

(1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度末の施設入所者数（A）	12人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度までの地域生活移行者数（B）	1人	（A）のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和5年度までの削減見込（C）	1人	（A）のうち1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度末の地域生活支援拠点等※1の整備数。	圏域内に面的整備※2	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.27倍以上が一般就労へ移行することをめざす。

②就労移行支援事業所の一般就労への移行

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労への移行者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.30倍以上が一般就労へ移行することをめざす。

※1 地域生活支援拠点等

障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められている。

※2 面的整備

複数の取組や資源をつなぐことで効果的な展開が期待できることから、点から線、線から面へとつながるよう、取組を単発的なものとせず、複合的に整備を進めること。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

①障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本方針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。

本村においてはこれらの体制を整備することが非常に難しい状況にあるため、圏域における整備をめざします。

障がいのある子どもに対しては役場の担当課を中心として、個々の状況に合わせた支援を行うとともに、近隣自治体や北海道と連携しながら重層的な支援体制の整備をめざします。

②主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

国の基本方針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域での確保であっても差し支えないとされています。

本村においてはこれらの体制を整備することが非常に難しい状況にあるため、圏域における整備をめざします。

③医療的ケア児の支援

国の基本方針では、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

本村においてはこれらの体制を整備することが非常に難しい状況にあるため、圏域における整備をめざします。

また、医療的ケアを必要とする子どもに対しては役場の担当課を中心として個々の状況に合わせて支援を行うとともに、近隣自治体や北海道と連携しながら対応を進めます。

4. 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、地域生活への移行促進のためには大切なサービスとなりますが、現在の利用状況等を踏まえ、令和５年度までの利用者数は１人と見込みます。

このサービス見込量に対し、社会福祉協議会の訪問介護事業所によりサービスの提供体制を確保します。

サービス名称	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	2	2	2	2
	利用量（時間）	6	24	24	24

※令和２年度は見込み、利用量は１人あたりの数値

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、訪問系サービスと同じく地域生活への移行を促進する上で大切なサービスです。このため、これまでの利用実績等を踏まえて日中活動系サービスの必要量を下記のとおり見込みます。

このサービス見込量に対し、療養介護は村外のサービス事業所、生活介護は島牧慈光園及び島牧柏光園、就労継続支援（Ｂ型）は圏域内のサービス事業所を中心としてサービスの提供体制を確保します。

サービス名称	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	実利用者数（人）	2	2	2	2
生活介護	実利用者数（人）	15	16	16	16
	利用量（人日）	330	342	342	342
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
就労移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
就労継続支援（Ａ型）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
就労継続支援（Ｂ型）	実利用者数（人）	6	9	10	10
	利用量（人日）	112	126	140	140

サービス名称	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	1	1	0	0
	利用量（人日）	0	3	0	0
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み、利用量は1人あたりの数値

（３）居住系サービス

居住系サービスに関連して、成果指標では「福祉施設の入所者の地域生活への移行」をあげていることから、これまでの利用状況等を踏まえて、居住系サービスの必要量を下記のとおり見込みます。

このサービス見込量に対し、共同生活援助はかりば寮、施設入所支援は島牧慈光園及び島牧柏光園でサービスの提供体制を確保します。

サービス名称	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人）	11	10	10	10
施設入所支援	実利用者数（人）	12	12	12	11

※令和2年度は見込み

（４）相談支援

計画相談支援については、これまでの利用実績を踏まえ、今後もモニタリングを中心に利用を見込みますが、障がいのある人の身近な相談支援としての機能をさらに充実していきます。

地域相談支援については、現在のところ利用の見込みはありませんが、地域生活への移行を希望する利用者に応じて対応していきます。また、自立支援協議会等を通じて村と相談支援事業所が相互に情報交換・連携をしながら、相談体制の構築に努めます。

サービス名称	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数（人）	28	29	29	29
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み

5. 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援の現在の利用状況等を踏まえ、サービス見込量を下記のとおり見込みます。

このサービス見込量に対し、児童発達支援及び放課後等デイサービスは黒松内町のサービス事業所でサービスの提供体制を確保します。

今後も障がい児を対象としたサービスの安定的な供給や充実した療育指導、レクリエーションなど、児童と事業所それぞれの個性が活きるサービス内容づくりに努めるとともに、保健・福祉・医療・教育等各分野との連携と一体的な推進を図ります。

サービス名称	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数（人）	2	2	2	2
	利用量（人日）	8	10	10	10
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	4	5	5	5
	利用量（人日）	16	25	25	25
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み、利用量は1人あたりの数値

(2) 障害児入所支援

障害児入所支援はこれまで利用実績がなく、令和5年度までの計画期間内での利用はないと見込んでいます。

しかしながら、サービスを必要とする障がい児がいる場合には迅速に対応できるよう、関係機関や近隣自治体との連携を図ります。

サービス名称	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設	実利用者数（人）	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	実利用者数（人）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み

(3) 障害児相談支援

障がい児相談については、これまでの利用実績を踏まえ利用を見込みます。今後もニーズに対応できるよう、相談支援事業所等との連携を図りながら、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画作成についての勉強会や研修を行い、提供体制の充実に努めます。

サービス名称	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実利用者数（人）	6	7	7	7

※令和2年度は見込み

6. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等による支援と対になる村の事業で、障がいのある人の自立と社会参加を総合的に支えるサービスです。

これまでの利用実績や事業の必要性等を踏まえ、事業の見込量を下記のとおり見込みます。

事業の見込量に対して、役場担当課による対応及び島牧村総合福祉医療センター内に設置されている「ひだまり」にて提供体制を確保します。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会を中心とした相談支援事業者、関係機関等とのネットワークを構築し、北海道が実施する相談支援と分担・協力しながら、重層的・一体的な相談支援体制を整えるよう努めます。

事業名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業		—	—	—	—
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能化事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業		—	—	—	—
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	0	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数（件）	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	0	0	0	0
排泄管理支援用具	給付件数（件）	17	30	30	30
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	給付件数（件）	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	0	0	0	0
移動支援事業	実利用者数（人）	0	1	1	1
	利用量（時間/年）	0	10	10	10
地域活動支援センター	設置数（箇所）	1	1	1	1
	実利用者数（人）	6	6	6	6

※平成29年度は見込み

第Ⅴ部

保健計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の根拠と位置付け

本計画は、「健康増進法」第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として策定する計画です。

上位計画となる「総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、健康づくりの視点から具体化を図るものでもあります。

また、本計画は、国の「健康日本21（第2次）」、北海道の「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」との整合性を図るとともに、本村の各種関連計画と相互に連携しながら推進するものです。

■健康増進法 （昭和14年法律第103号） （抄）

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

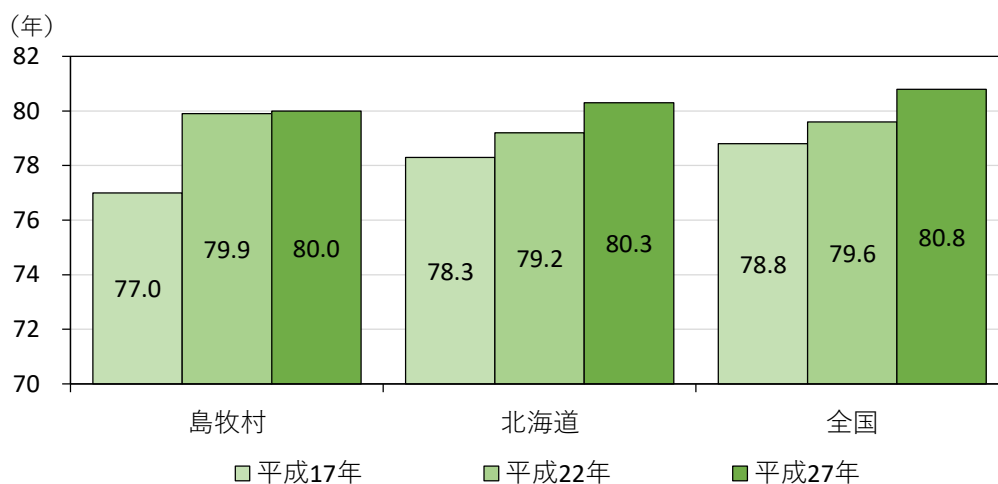
3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第2章 健康を取り巻く状況

1. 平均寿命

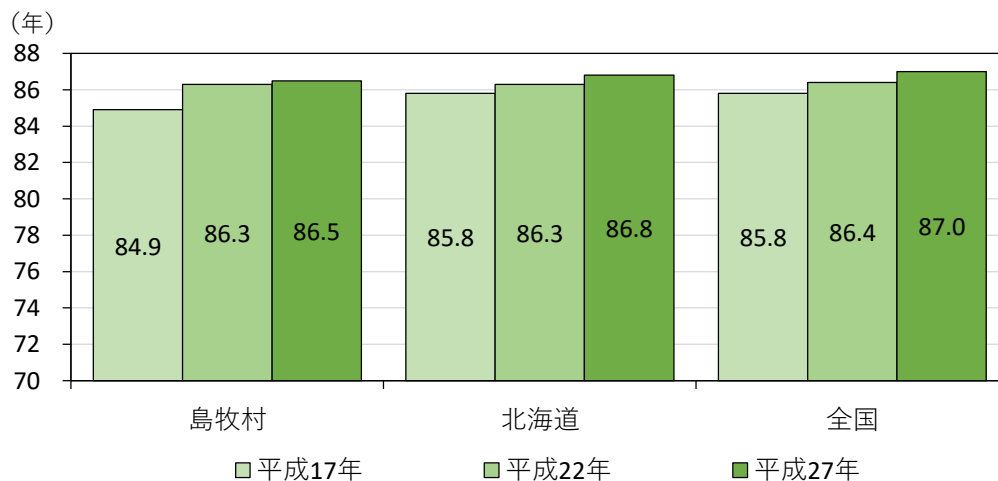
厚生労働省の市区町村別平均寿命によると、平成27年の本村の平均寿命は男性が80.0年、女性が86.5年で、男女ともに全国・北海道より低く推移しています。

■ 男性の平均寿命



出典：市区町村別平均寿命

■ 女性の平均寿命



出典：市区町村別平均寿命

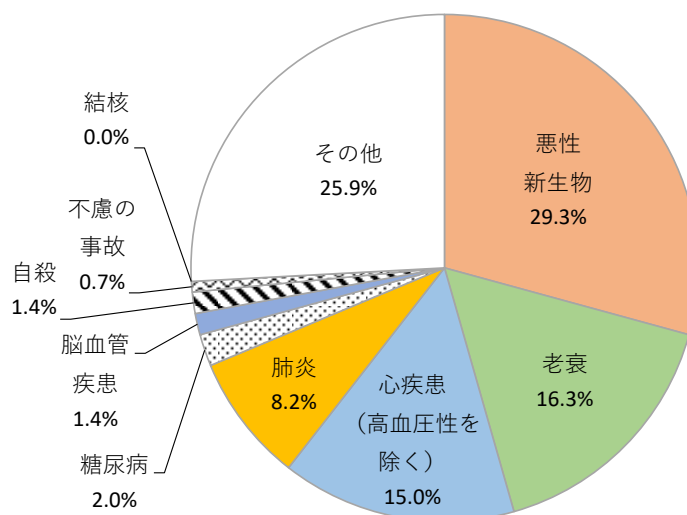
2. 死亡

(1) 主要死因

平成25～29年度における本村の主要死因の割合をみると、「悪性新生物（がん）」が29.3%で最も高く、次いで「老衰」（16.3%）、「心疾患（高血圧性を除く）」（15.0%）と続いています。

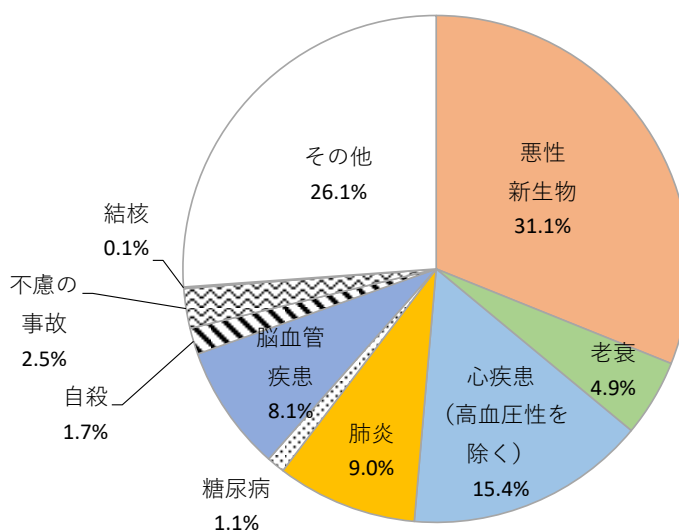
主要死因を北海道との比較でみると、本村は「老衰」の割合が高く、「脳血管疾患」の割合が低い状況です。

■ 島牧村の主要死因割合（平成25～29年度の平均）



出典：北海道保健統計年報

■ 北海道の主要死因割合（平成25～29年度の平均）



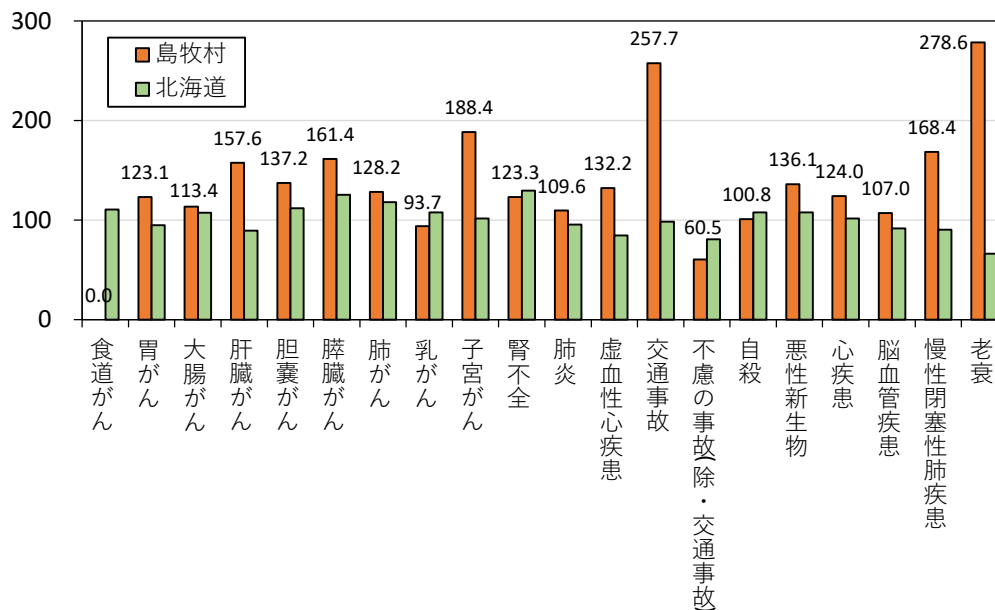
出典：北海道保健統計年報

(2) 標準化死亡比

平成18～27年の10年間における標準化死亡比※3をみると、本村は「交通事故」が257.7、「老衰」が278.6で突出している状況にあります。

これら以外にも「子宮がん」(188.4)、「膵臓がん」(161.4) など、各種がんも100を超えているものが多い状況にあります。

■ 標準化死亡比の比較 (平成18～27年)



出典：北海道における主要死因の概要 9 (公益財団法人 北海道健康づくり財団)

※3 標準化死亡比

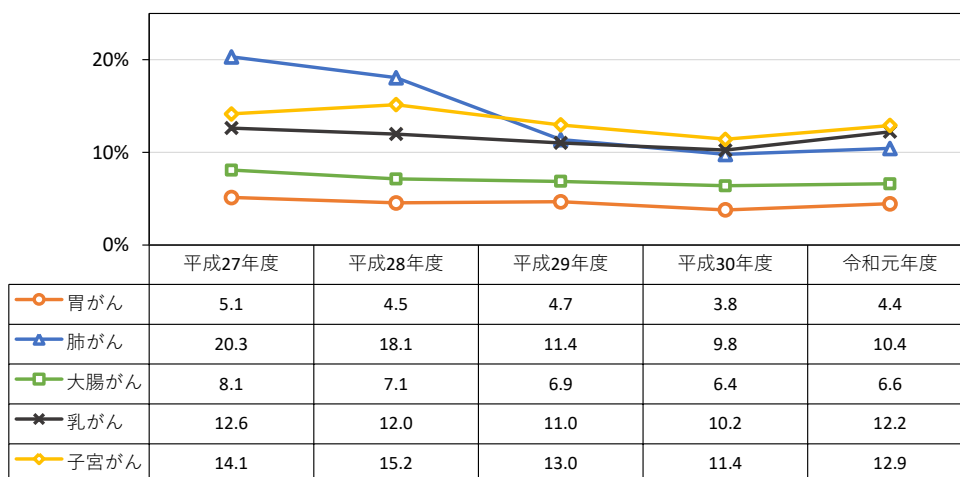
年齢構成の異なる地域間で、死亡状況の比較ができるように考えられた指標。全国を100とし、100より大きい場合は全国よりも死亡率が高く、100未満の場合は全国よりも死亡率が低い。

3. 健診・検診の状況

(1) がん検診

各種がん検診の受診率は、平成30年度まで減少傾向がみられましたが、令和元年度はわずかながら増加している状況です。

■がん検診受診率の推移



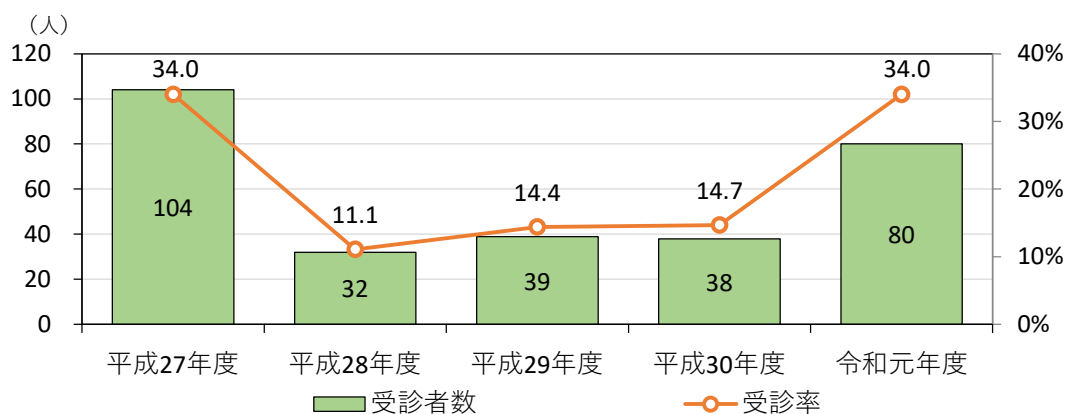
出典：島牧村

(2) 特定健康診査

特定健康診査の受診率は、平成28～30年度に15%を下回って推移しましたが、令和元年度は34.0%まで上昇しています。

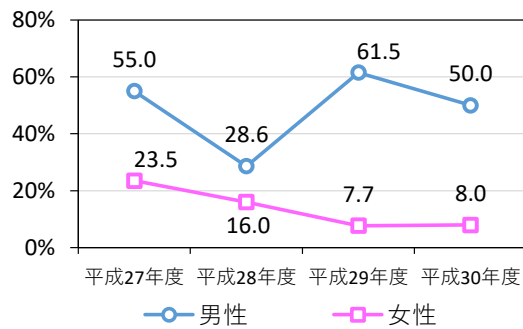
特定健康診査における女性のメタボリックシンドローム該当者割合は年々減少していますが、男性は年度によって変動はあるものの、半数以上が該当している状況です。

■特定健康診査受診率の推移

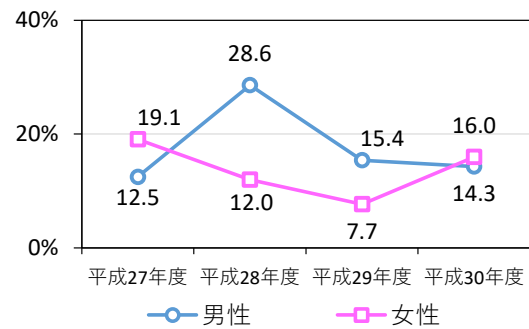


出典：島牧村（令和元年度は暫定値）

■メタボリックシンドローム該当者割合の推移



■メタボリックシンドローム予備群割合の推移



出典：島牧村

(3) 乳幼児健診

乳幼児健診はいずれの健診においても受診率はおおむね100%で推移しています。

■乳幼児健診受診率の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1歳6か月児健診	対象者数(人)	7	5	12	7	10
	受診者数(人)	7	5	12	7	10
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児健診	対象者数(人)	10	6	8	9	11
	受診者数(人)	10	6	8	9	10
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	90.9

出典：島牧村

(4) 乳幼児歯科健診

乳幼児歯科検診の受診率及びう歯の状況は下記のとおりとなっており、令和元年度における受診率は1歳6か月健診、3歳児健診ともに90.9%となっています。

■乳幼児健診受診率の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1歳6か月児健診	対象者数(人)	7	5	12	6	11
	受診者数(人)	3	3	12	5	10
	受診率(%)	42.9	60.0	100.0	83.3	90.9
	う歯のある者(人)	1	0	0	0	1
	う歯総本数(本)	4	0	0	0	1
3歳児健診	対象者数(人)	10	6	7	9	11
	受診者数(人)	9	5	4	9	10
	受診率(%)	90.0	83.3	57.1	100.0	90.9
	う歯のある者(人)	1	4	1	2	0
	う歯総本数(本)	1	25	4	8	0

出典：島牧村

第3章 施策の推進

1. 基本目標

本村では、がんや心疾患、肺炎による死亡割合が高い状況にあります。循環器系の疾患及び筋骨格系の疾患は、日々の生活習慣で予防ができる疾患であり、病気の発症予防・重症化予防が重要な課題であると考えられます。

こうした状況の改善に向け、自分の体を管理するための各種検診のさらなる推進や、正しい食生活、活動、休養等の生活習慣の見直しの強化、村民のみんなが支え合いながら健康の維持・増進に努め、いつまでも心身ともに元気に過ごすことをめざした取組が必要です。

健康づくりは、村民一人ひとりが主体となっていくことが第一となりますが、一人で継続して取り組むことは容易ではありません。

そのため、地域が一丸となって健康づくりに取り組んでいくため、行政、団体、学校等が連携し、みんなで健康を「創る」ことが必要であると考えます。

これらのことから、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らせる村の実現に向けて、本計画では下記の基本目標を定めます。

「保健計画」の基本目標

「守る健康」から「創る健康」へ意識を変えよう

2. 基本方針

基本方針１ セルフケア能力の向上

村民が健康で健やかに生活するためには、健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本として、ライフステージに応じた心と身体健康づくり施策のさらなる充実を図る必要があります。

全ての村民が「自分の健康は自分で創る」という意識を持って健康づくりを実践するとともに、家庭や地域の健康づくりを支える担い手として主体的に参画できるよう健康づくり活動の促進を図ります。

基本方針２ 生活習慣病の予防と重症化予防

脳血管疾患をはじめとする循環器系疾患は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が重症化して発症した疾病ともいえ、要介護状態の主要な要因となるほか、がんも発見が遅れることにより心身だけでなく、経済的にも大きな負担となり、ＱＯＬの著しい低下を招くおそれがあります。

そのため、がん検診、特定健診・基本健診の受診勧奨を通じて疾病の早期発見を図るとともに、保健指導等を通じて重症化予防を推進します。

基本方針３ 社会生活を営むために必要な健康づくり

こころの健康を保つためには、十分な睡眠や休養により心身の疲労回復を図るとともに、ストレス管理、こころの病気への対応などに取り組むことで、ストレスとうまく付き合っていくことが必要不可欠です。

また、健康づくりには個々のライフステージや特性に応じた知識と対応が必要となるため、年代に沿った健康づくりの啓発と支援の環境づくりを推進します。

基本方針４ 栄養・食生活等に関する生活習慣の改善

生涯を通じて健やかに生活するためには、健康増進の基本要素となる「栄養・食生活」、「運動」、「睡眠（休養）」、「喫煙・飲酒」、「歯と口腔」といった生活習慣に関する分野の改善が重要です。

これら５つの分野に関して知識の周知・啓発活動を行うとともに、村民が生活習慣を改善するための相談対応などの支援を行います。

3. 施策体系

基本目標 「守る健康」から「創る健康」へ意識を変

基本方針1 セルフケア能力の向上

住民自身のセルフケア能力を高めるための支援を行います。

基本方針2 生活習慣病の予防と重症化予防

生活習慣病に関する周知・啓発活動や健診・検診の実施により早期発見と重症化予防に努めます。

基本方針3 社会生活を営むために必要な健康づくり

- ①こころの健康づくり
- ②次世代の健康づくり
- ③高齢者の健康づくり
- ④障がい者の健康づくり

基本方針4 栄養・食生活等に関する生活習慣の改善

- ①栄養・食生活
- ②運動
- ③睡眠（休養）
- ④喫煙・飲酒
- ⑤歯・口腔

4. 令和5年度末における目標

(1) セルフケア能力の向上

指標	基準値	目標値
健康教育事業の実施回数	1回/年 (令和2年度)	1回/年 (令和3～5年度)
学校における健康教育の実施回数	1回/年 (令和2年度)	1回/年 (令和3～5年度)

(2) 生活習慣病の予防と重症化予防

指標	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	34.0% (令和元年度)	60.0% (令和5年度)
胃がん検診の受診率	4.4% (令和元年度)	5.0% (令和5年度)
肺がん検診の受診率	10.4% (令和元年度)	11.0% (令和5年度)
大腸がん検診の受診率	6.6% (令和元年度)	7.0% (令和5年度)
子宮がん検診の受診率	12.2% (令和元年度)	13.0% (令和5年度)
乳がん検診の受診率	12.9% (令和元年度)	13.0% (令和5年度)

(3) 社会生活を営むために必要な健康づくり

指標	基準値	目標値
広報紙による健康づくりの啓発回数	12回/年 (令和2年度)	12回/年 (令和3～5年度)
1歳6か月児健診の受診率	100.0% (令和2年度)	100.0% (令和5年度)
3歳児健診の受診率	100.0% (令和2年度)	100.0% (令和5年度)
5歳児健診の受診率	100.0% (令和2年度)	100.0% (令和5年度)

(4) 栄養・食生活等に関する生活習慣の改善

指標	基準値	目標値
メタボリックシンドローム該当者の割合(特定健診受診者40～74歳の男性)	19.0% (令和元年度)	18.0% (令和5年度)
メタボリックシンドローム該当者の割合(特定健診受診者40～74歳の女性)	24.5% (令和元年度)	23.5% (令和5年度)
小・中学校における歯科健康教育の実施回数	2回/年 (令和2年度)	2回/年 (令和3～5年度)
3歳児のう蝕経験歯数	1.6本 (令和2年度)	0本 (令和3～5年度)
12歳児のう蝕経験歯数	0.6本 (令和2年度)	0本 (令和3～5年度)
乳幼児歯科健診・フッ化物塗布事業受診率	70.9% (令和2年度)	80% (令和5年度)
小学生歯科健診・フッ化物塗布事業受診率	24.4% (令和2年度)	40% (令和5年度)
後期高齢者歯科健診受診率	-	5%以上 (令和5年度)

5. 推進する施策

(1) セルフケア能力の向上

健康づくりは行政のみならず住民が自ら行動することが大切となることから、村では、住民の主体性を重視し、住民自身のセルフケア能力を高めるような支援をしていくことが必要となります。

そのため、今後もセルフケア能力の向上を推進し、健康管理に関する知識や情報の提供、相談、健康づくりのきっかけづくりを進めます。

また、予防接種や各種健診（検診）を受けやすい体制に整えたり、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、感染症の発症や蔓延防止に努めます。

主な取組	取組の概要
健康に関する知識の普及啓発	健康教育事業や訪問などあらゆる機会を通じた健康づくりの知識等の普及啓発と相談対応を推進します。 また、関係機関、団体等と連携し、健康づくりや生活習慣病・介護予防等に関する啓発・相談を進めます。
地域における健康づくりの促進	地区会や職域等との連携を深めながら、一体的な健康づくり運動を促進します。
学校における健康教育	小学生等を対象に、食事の大切さや喫煙の害等健康教育を実施します。
感染症対策の推進	予防接種によりインフルエンザ等の感染症の予防に努めるとともに、新型感染症などの感染拡大対策の周知・啓発を行います。

(2) 生活習慣病の予防と重症化予防

我が国の主要な死因である「がん」及び「循環器疾患」に加え、患者数が増加傾向にあり、重大な合併症を引き起こすおそれのある「糖尿病」への対策は、健康寿命の延伸を図る上で重要な課題となっています。これらの疾患の予防や重症化の予防に向けては、日頃からの健康づくりの取組や社会環境の整備に加え、特定健康診査・特定保健指導の実施等の推進が必要となります。

本村においても、若いときから自分の身体や健康状態を知り、管理していくことで、生活習慣病を予防し、生涯健康で自分らしい生活を送ることができる身体づくりを支援します。

また、特定健診（国保被保険者40～74歳）の受診率が低い状況にあることから、健診を受診することが健康のための情報や保健指導を受ける機会となることを広く発信し、受診率向上に向け、若い年代から各種健診（検診）を受けてもらうよう啓発していきます。

主な取組	取組の概要
生活習慣病に関する周知・啓発	がん予防、適切な食事、運動の効果、たばこの害、適正飲酒など生活習慣病に関する周知啓発を図るとともに、健康相談・健康教育を実施します。
特定健診・保健指導の推進	国民健康保険加入者を対象に、特定健診及び特定保健指導を実施します。
各種がん検診の推進	各種がん検診の受診勧奨を積極的に行い、検診受診率の向上を図るとともに、疾病の早期発見、早期対応に努めます。
精密検査への勧奨の実施	特定健診や各種がん検診などで要精密検査（要医療）となり、一定期間を経過しても未受診の方を対象に受診勧奨を実施します。

（３）社会生活を営むために必要な健康づくり

①こころの健康づくり

私たちの生活は、絶えず各種のストレスにさらされています。社会生活を営むために必要な機能を維持するには、身体健康とともに重要なものがこころの健康となります。心の健康を維持することは、個人の生活の質を大きく左右するものであり、全ての世代の健やかなこころを支える社会づくりが重要となります。

本村においても、健康に関わる各種の取組などを通じ、ストレス要因の軽減や対応策について周知・啓発していきます。

主な取組	取組の概要
こころの健康に関する知識の周知・啓発	自殺やうつ対策など、こころの健康と相談窓口に関する周知・啓発を推進します。
こころの健康に関する環境づくり	周囲の者が悩んでいる人の変化に気づいて、寄り添い、声を掛け、支え合える環境づくりに努めます。

②次世代の健康づくり

将来を担う次世代の健康を支えるためには、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どものころから健全な生活習慣を身につけることが必要となります。

本村においても、次代を担い、次代の親となる子どもの健康づくりを推進していきます。

主な取組	取組の概要
規則正しい生活習慣の普及啓発	早寝・早起き、食事、運動など子どもの規則正しい生活習慣づくりを進めます。

主な取組	取組の概要
女性の健康づくりに関する周知・啓発	妊娠前・妊娠期の健康や適正体重の維持、喫煙・飲酒習慣の改善を推進します。 また、女性を対象とする健康相談の充実に努めます。
母子保健事業の推進	妊産婦健診や乳幼児健診など母子保健法に定める各種事業を推進します。また、乳児家庭の訪問を実施します。
5歳児健診の推進	児童が就学する前に発達障がい等の傾向や課題を早期発見できる機会として村独自に5歳児健診を実施します。
早期療育・発達相談の推進	母子保健事業等を通じ、発達に問題があると思われる子どもの早期発見と相談支援を行うとともに、適切な療育へとつなぎます。

③高齢者の健康づくり

生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等による健康寿命の延伸を実現するため、日頃からの高齢者の健康づくりを進めます。

主な取組	取組の概要
高齢者の健康づくりに関する周知・啓発	閉じこもり、うつ、認知症、口コモティブ症候群、低栄養、歯・口腔ケア等に関する周知・啓発を行います。
高齢者の社会参加の促進	老人クラブ等の地域活動への参加を促進するとともに、元気な高齢者が活躍できる村づくりをめざします。

④障がいのある人の健康づくり

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者等の健康の保持、心身機能の維持・向上を図ります。

主な取組	取組の概要
健康教育・相談の推進	医療機関等との連携により障がいのある人、難病患者等の健康教育・健康相談を推進します。

(4) 栄養・食生活等に関する生活習慣の改善

①栄養・食生活

正しい栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上、生活の質の向上においても重要となります。適正・適切な栄養摂取を促進し、健康な食生活を送ることで、肥満等の防止など、生活習慣の改善に努めます。

主な取組	取組の概要
適切な食事に関する周知・啓発	食事バランスガイドや減塩、野菜の摂取、魚の摂取、牛乳・乳製品の摂取など適切な食事に関する周知・啓発に努めます。 また、保健師による栄養指導を行うとともに、依頼に応じて栄養相談を実施します。
学校給食の充実	学校給食を子どもへの食育の機会と捉え、地域食材への認識の向上や創意工夫、村の食の発見、栄養・食生活への関心と実践のきっかけづくりにつなげるよう努めます。

②運動

運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上、生活の質の向上においても重要となります。運動習慣の定着化と運動に取り組みやすい環境づくりを促進します。

主な取組	取組の概要
運動に関する周知・啓発	関係機関と連携し、個々のライフステージや身体状況、季節等に応じた運動を周知・啓発します。
運動に関する学習機会等の確保	関係分野との連携を図りながら、運動についての学習や相談機会の確保に努めます。
自主活動の促進と環境整備	関係機関との連携を図りながら地域や職域での自主的な運動活動の促進に努めます。また、既存運動施設の適切な維持管理を推進するとともに運動器具等の充実に努めます。

③睡眠（休養）

睡眠（休養）は、生活の質の向上のための重要な要素であり、日常的に質量とともに十分な睡眠をとり、余暇等で心と体を養うことが心身の健康において必要となります。健康増進に向け、睡眠により十分な休養をとるよう生活習慣の改善を促進します。

主な取組	取組の概要
睡眠や休養に関する指針の周知・啓発	健康づくりのための睡眠指針、休養指針を周知・啓発します。

《睡眠指針・休養指針》（「後志広域健康づくり事業行動計画」より）
☆健康づくりのための睡眠指針 1. 快適な睡眠でいきいき健康生活 2. 睡眠は人それぞれ、日中元気はつらつが快適な睡眠のバロメーター 3. 快適な睡眠は、自ら創り出す 4. 眠る前に自分なりのリラックス法、眠ろうとする意気込みが頭をさえさせる 5. 目覚めたら日光を取り入れて、体内時計をスイッチオン 6. 午後の眠気をやりすごす 7. 睡眠障害は、専門家に相談 ☆健康づくりのための休養指針 1. 生活にリズムを 2. ゆとりの時間でみのりある休養を 3. 生活の中にオアシスを 4. 出会いときずなで豊かな人生を

④喫煙・飲酒

がん、循環器疾患、糖尿病、COPDなどは生活習慣の改善により予防可能な疾患「非感染性疾患（NCD、Non-communicable Diseases）」とされていますが、喫煙は、これからの「非感染性疾患」の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の1つの要因ともなっています。また、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を防ぐことが重要となります。

一方、飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患やうつ病などの健康障害のリスク要因となるほか、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因ともなり得ます。

村民が、喫煙や飲酒による健康への影響を知り、意識の向上を図ることができるよう、飲酒や喫煙に関する正しい知識の普及・啓発を推進するほか、受動喫煙の防止に努めます。

主な取組	取組の概要
喫煙・飲酒に関する知識等の普及・啓発	喫煙・飲酒がもたらす健康への影響について普及・啓発を図ります。
飲酒・喫煙の防止	各種啓発活動や健康関連事業の実施を通じて、未成年や妊婦の喫煙・飲酒の防止に努めます。
喫煙・飲酒をやめたい人へのサポート	飲酒や喫煙をやめたい人の相談に応じるほか、適切な医療機関の紹介など禁煙・禁酒への支援を行います。

主な取組	取組の概要
受動喫煙の防止	公共施設や人が集まる場所、職場等での禁煙を促進します。

⑤歯・口腔

歯・口腔の健康は、摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく影響します。健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、村民が自ら歯・口腔の健康の増進に努め、食べる楽しみが長く続く生活の実現をめざします。

主な取組	取組の概要
歯・口腔の健康に関する啓発の推進	広報への記事掲載や歯の健康便りを継続し、歯・口腔の健康の周知・啓発を行います。
歯科検診・歯科健康相談の実施	乳幼児歯科健診、小学１～６年生歯科健診を実施するとともに、全村民を対象にした歯科健康相談を継続します。
歯科健康教育の実施	保育園児歯科健康教育、小中学生歯科健康教育、成人歯科保健指導（20～60代）を継続実施します。
フッ素物塗布・洗口の実施	乳幼児、小学生（希望者）を対象にフッ化物塗布を実施します。また、保育所、小中学校（希望者）児童生徒へのフッ化物洗口を実施します。
高齢者の歯・口腔の維持	口腔機能の向上のため、口腔ケアの重要性を啓発します。また、後期高齢者を対象とした歯科健診を実施します。

第Ⅵ部

資料編

関係団体アンケート調査結果

1. アンケート調査の概要

「第5期島牧村保健福祉計画」を策定するための基礎資料とするため、島牧村内の福祉サービスをご提供いただいている事業所にアンケート調査を実施しました。

対象者	村内の福祉サービスをご提供いただいている事業所
調査時期	令和3年2月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
配布数	7票
有効回収数	7票
有効回収率	100.0%

2. 集計結果の留意点

集計結果を理解する上で、次の点に留意する必要があります。

- ・比率は百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。
- ・基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率は“n=〇〇〇”を100%として算出しています。
- ・グラフに【複数回答】とある問は、1人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・問の中には回答を限定する問があり、回答者の数が少ない問が含まれます。

3. アンケート集計結果

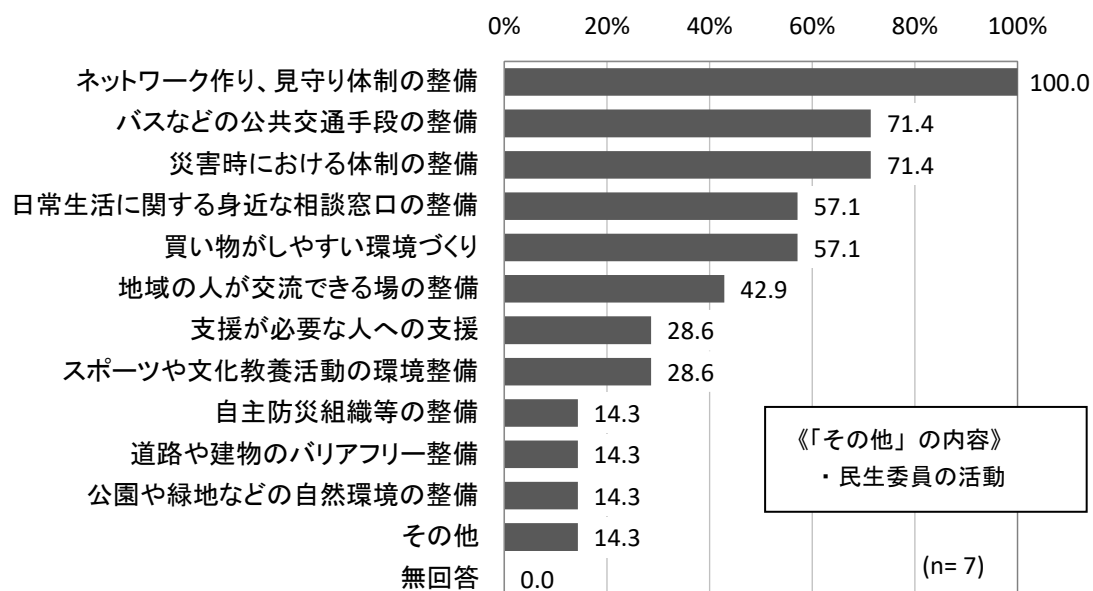
(1) 活動を通じて感じる地域の問題点や課題【複数回答】

「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が57.1%で最も多く、次いで「隣近所との交流が少ない」「障害のある人に対する理解が不足している」「高齢者世帯（一人暮らし等）やその他支援が必要な方の住まいなどの情報が手に入りにくい」（それぞれ42.9%）が続いています。



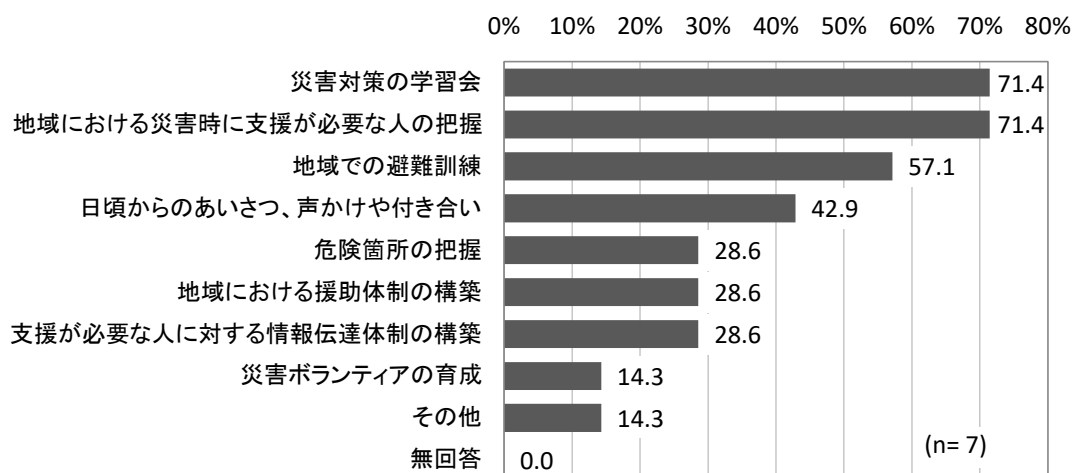
(2) 村民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと【複数回答】

「ネットワーク作り、見守り体制の整備」が100.0%を占め最も多く、次いで「バスなどの公共交通手段の整備」「災害時における体制の整備」（ともに71.4%）が続いています。



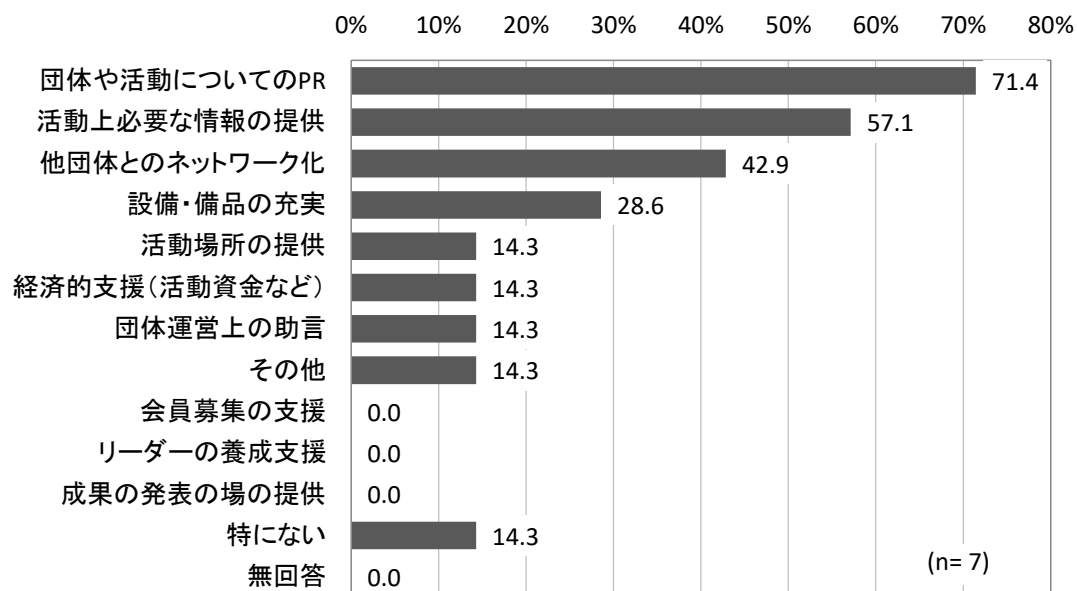
(3) 災害時の備えとして重要なこと【複数回答】

「災害対策の学習会」「地域における災害時に支援が必要な人の把握」がともに71.4%で最も多く、次いで「地域での避難訓練」（57.1%）が続いています。



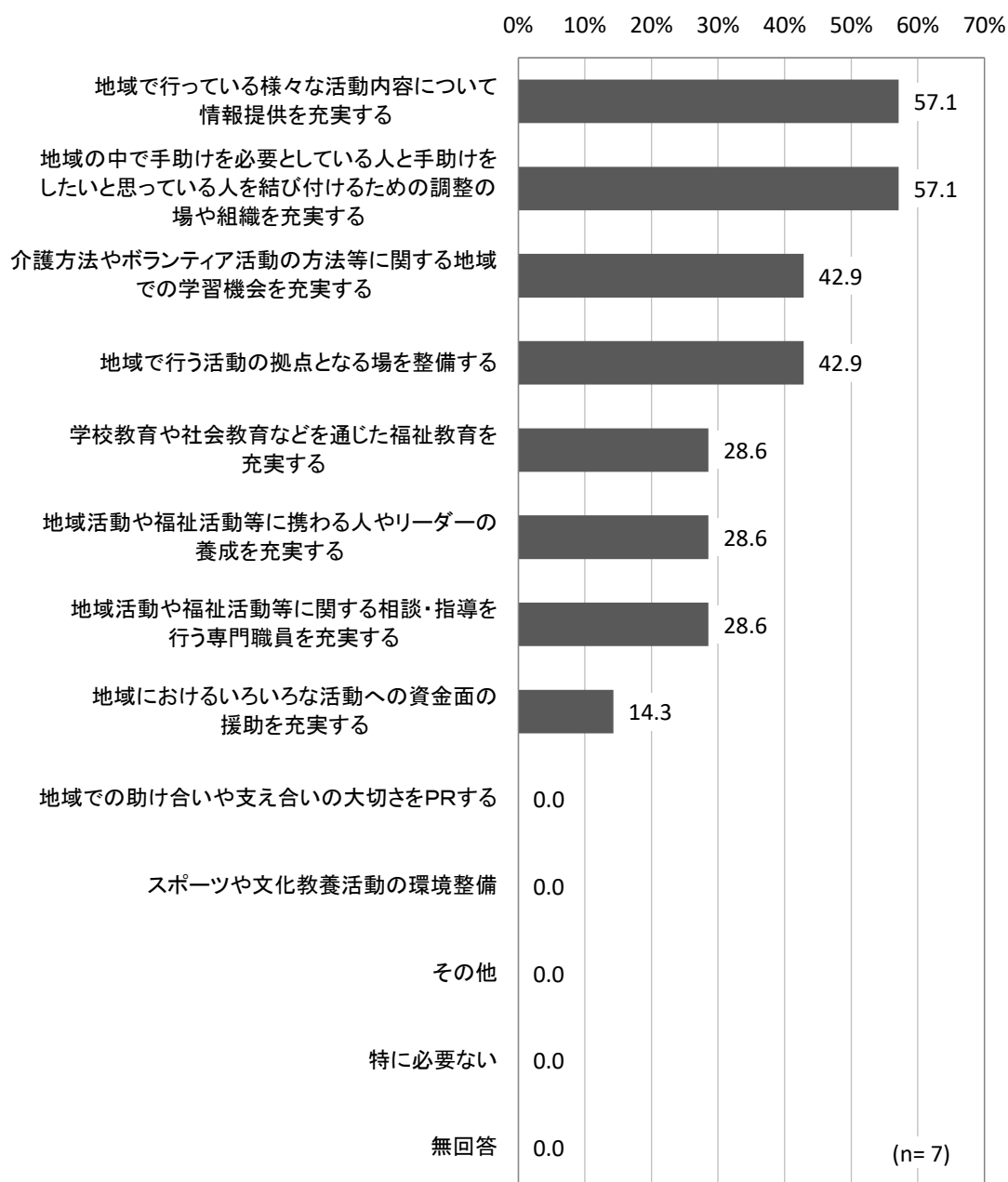
(4) 活動をして行く上で役場に望むこと【複数回答】

「団体や活動についてのPR」が71.4%で最も多く、次いで「活動上必要な情報の提供」(57.1%)、「他団体とのネットワーク化」(42.9%)が続いています。



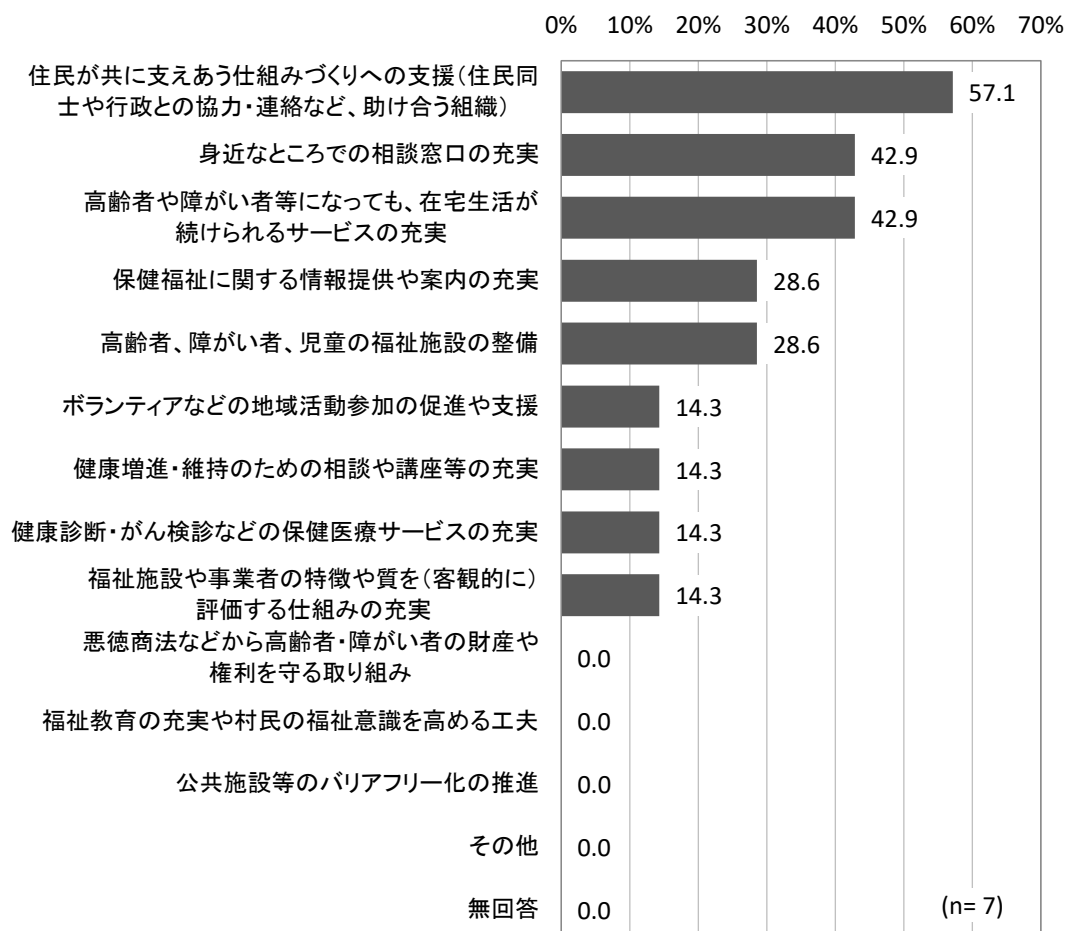
(5) 地域での活動の輪を広げるために重要なこと【複数回答】

「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」がともに57.1%で最も多く、次いで「介護方法やボランティア活動の方法等に関する地域での学習機会を充実する」「地域で行う活動の拠点となる場を整備する」（ともに42.9%）が続いています。



(6) 保健福祉の充実のために積極的に取り組むべきこと【複数回答】

「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が57.1%で最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」（ともに42.9%）が続いています。



第 5 期島牧村地域保健福祉計画
【令和 3 年度～令和 5 年度】

発 行 島牧村

編 集 島牧村福祉課

住 所 〒048-0621 北海道島牧郡島牧村字泊29番地 1

電 話 0136-75-6001

F A X 0136-79-2002

発行日 令和 3 年 3 月